

点検・評価報告書

2014年3月

日本赤十字北海道看護大学

目 次

序 章	1
本 章	
第1章 理念・目的	2
第2章 教育研究組織	8
第3章 教員・教員組織	12
第4章 教育内容・方法・成果	
4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	20
4-2 教育課程・教育内容	27
4-3 教育方法	32
4-4 成果	38
第5章 学生の受け入れ	41
第6章 学生支援	51
第7章 教育研究等環境	58
第8章 社会連携・社会貢献	67
第9章 管理運営・財務	
9-1 管理運営	73
9-2 財務	81
第10章 内部質保証	84
終 章	90

序 章

日本赤十字北海道看護大学は、学校法人日本赤十字学園が運営する2つ目の大学として平成11(1999)年に北海道東部に位置する北見市に開学した。その後、学園傘下の大学は次々と新設を重ね、現在では6つの4年制大学と大学院、1つの短期大学を擁する他に類をみない看護・介護福祉系の学園へと発展してきた。大学名からも明らかなように、本学の最大の特徴は、赤十字の理想とする人道の理念を基調として高度な専門技術を身に付けた看護職者を養成する大学である。その後、第1期生が卒業する平成15年4月には、より高度な看護専門職者の養成を目的に大学院看護学研究科(修士課程)を開学するに至っている。

本学の自己点検・評価体制としては、開学の翌年である平成12年1月に自己点検・評価委員会準備会を発足させるとともに、平成13年6月には教授会の下に自己点検・評価委員会を設置した。以来、自己点検・評価作業を重ねて、平成19年度には財団法人大学基準協会の認証評価を受け適合認定を取得している。認定期間は平成20年4月から平成27年3月までである。

大学基準協会の認証評価においては、勧告は無かったものの、10項目の改善指摘事項(助言)があった。これらに対しては、平成23年7月に「改善報告書」を大学基準協会に提出し、「これらの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との概評を頂いている。しかしながら、①大学院FDの活性化、②教員の担当授業時間数の偏り、③実習指導における教員の負担軽減の3項目については、解決が容易ではないまま現在に至っている。とりわけ、②および③の根本的な原因は教員の不足にある。教員不足の領域では継続的に公募を行っているが、新設ブームが未だ続いている看護系大学においては慢性的な看護系教員の不足が生じていること、さらに大都市圏から遠く離れている本学の立地条件が影響をして十分な教員が確保できていない。すなわち、本学においては学生の確保と同様に教員の確保が重要な課題となっている。

もちろん、すべての問題の解決の基本は大学の魅力そのものを向上させることによって様々な不利な条件に打ち勝つことである。その意味で一層の自己改革が必要であるとともに、第三者機関の客観的評価が重要である。

平成23年からは、大学基準協会の点検・評価の指針が「現状評価」から「内部質保証システムの点検」へと大きく進化した。そこで、この度の申請に際して、本学の自己点検・評価委員会では、従来の形式での自己点検・評価内容を大学基準協会の「点検評価項目」に合わせる大幅な見直し作業を行ってきた。この作業は、これまで放置されてきた各種の課題をクローズアップさせるなど、新たな視点で大学の「質の向上」と「質の保証」を図る上で大いに有益であった。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか

〈1〉大学全体

赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたという、スイス人アンリー・デュナンの人道擁護の願いから生まれた。

「人道 (humanity)」が赤十字活動の基本理念であるが、それは、国内外のあらゆる状況下においても人間の苦痛の予防と軽減に努め、人間の生命と健康を守り人間の尊厳を確保することを目的としている。

本学の教育理念は、このようなアンリー・デュナンの願いからくる人道を基本としており、「建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護職者の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力の習得を目指す。また、看護学の発展に貢献するとともに、国内外で活躍できる人材を育成する」としている。

この教育理念に基づき具体的な教育目的・目標及び到達目標を定めている。

また、本学の理念と目標を成就するために、看護学部看護学科には「赤十字・国際」及び看護学の専門領域を設け、本学の附属施設として図書館及び看護開発センターを設置している。

なお、看護開発センターは本学の教育理念を具体化する組織として設立され、看護研修や地域への教育資源の提供を主たる役割としている。

〈2〉看護学部

本学学則には「第1条 本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。」と明記されている。

看護学部では本学の教育理念及び学則に示された目的を具体化した次の5項目を教育目的とし、更に卒業時に学生が到達すべき教育目標として到達目標を設けている。

- a. 生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした豊かな人間性を養う。
 - ・人間に関心を持ち、生命の尊厳や人権の尊重について理解を深めることができる。
 - ・幅広い教養を身につけ、豊かな感性を培うことができる。
 - ・看護職者としての倫理的態度を培うことができる。
 - ・様々な年代・立場の人との人間関係を築くことができる。
- b. 健康状態や生活について理解し、看護実践のための基盤となる能力を養う。
 - ・一人の人間を総合的に捉えるために、人間の生活と健康を理解することができる。
 - ・健康・生活に関する知識を習得し、それを看護実践に活かす方法を思考することができる。
 - ・個人、家族を取り巻く環境や地域社会の仕組みを理解することができる。

- c. 看護の理論と実践を系統的に学び、看護職者として必要な実践的な能力を養う。
 - ・さまざまな事象に対して論理的・批判的に思考することができる。
 - ・専門的看護技術を習得するとともに、理論と経験を統合し、適切な判断に基づいた看護を実践することができる。
 - ・看護実践を科学的に分析・評価・考察できる。
 - ・ケアの受け手や他の専門職者と協働して健康問題を解決することができる。
- d. 変化する社会の中で看護職者が担うべき役割を認識し、看護の発展に寄与できる能力を養う。
 - ・保健・医療・福祉の場で生ずる諸問題に対して、その対策を建設的・論理的に自ら考えることができる。
 - ・看護の理論と実践を統合して看護の応用力を身につける。
 - ・教育・研究に貢献できる批判的な思考力と想像力を身につける。
 - ・社会の変化に関心を持ち、自ら探求する態度を身につけ自己研鑽することができる。
 - ・看護の場において、リーダーシップを発揮するための基礎的能力を習得することができる。
- e. 赤十字の理念を理解し、赤十字の基本的原則に基づいた看護実践や救護及び国際協力等の活動ができる基礎的能力を養う。
 - ・赤十字の理念・歴史を理解し、幅広い視野で今後の赤十字活動について考えることができる。
 - ・赤十字の災害救護活動を理解し、災害活動を行うために必要な基礎的能力を習得することができる。
 - ・赤十字の国際活動を理解し、国際協力および国際看護活動を行うために必要な基礎的能力を習得することができる。

〈3〉看護学研究科

本大学院学則には「第6条 研究科は、次に掲げることを課程の目的とする。修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。」と明記されている。

特に今日の国際社会および地域社会は、ともに先進の技術を駆使して最善の看護を実践できる能力を備えた専門看護職者を求めており、この社会的要求に応えるため、教育理念及び目的に基づいた次の事項を教育目標としている。

- a. 高度専門職業人としてリーダーシップを発揮できる専門看護職者の育成
- b. 看護職者の育成、および卒後・生涯教育を担うことができる看護教育者の育成
- c. 学術的な看護研究を推進できる研究者の育成
- d. 看護実践の場で、効果的に看護管理を行うことができる人材の育成
- e. 国際救援・災害救護に尽力できる専門看護職者の育成
- f. 自律した助産師の育成

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか

〈1〉大学全体

学部・研究科の理念及び目的・目標は、学生便覧、学生募集要項、大学案内パンフレット及び大学ホームページに明記しており、教職員及び学生だけではなく、受験生を含む社会一般の方々にも広く周知を行っている。

〈2〉看護学部

理念及び目標等の大学構成員への周知、及び社会への公表は以下の通り実施している。

- a. 学生便覧を毎年作成し、教職員及び学生に配布するとともに、新入生及び新年度開始時のガイダンス等において学生便覧を活用して学生全員に周知を行っている。(資料 1-5 P.2)
- b. 大学案内パンフレットを毎年更新し、学生募集要項とともに入学志願者だけではなく北海道内の全高等学校、教育委員会、看護専門学校及び過去に志願者のあった北海道外の高等学校等に配布している。(資料 1-3 P.6)
- c. オープンキャンパス、高校訪問、入試説明会、進学相談会、出前講義等の実施時には大学案内パンフレットを使用して、本学の教育理念・目的を説明している。
- d. 大学ホームページには、「大学の教育理念・方針」という項目を作成し、教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを広く社会に公表している。また、ホームページにはデジタルパンフレットを掲載しており、パンフレットからも理念・目的が確認できるようになっている。(資料 1-6、資料 1-7、資料 1-8)

〈3〉看護学研究科

学生には、入学時及び新年度開始時のガイダンスにおいて教育理念・目的を説明している。また、志願者には大学院説明会、病院訪問等の機会を利用し説明を行い、さらに大学院パンフレットおよび大学ホームページにも掲載し、広く社会に公表している。(資料 1-4 P3、資料 1-7、資料 1-9)

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

〈1〉大学全体

学部・研究科の理念及び目的については、随時、教務委員会及び研究科教務委員会で適切性を議論するとともに、定期的にカリキュラムの検証を行うためにカリキュラム検討委員会を設置し、その中で理念・目的の検証及び見直しを行ってきた。

〈2〉看護学部

平成 11(1999)年 4 月の開学以来、定期的に、あるいは保健師助産師看護師養成所指定規則改正に合わせカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラムの改正について検討す

るとともに理念・目的の検証及び見直しを行い、平成 23(2011)年 4 月 1 日より現在の理念・目的を提示している。

現在も平成 28(2016)年度のカリキュラム改正に向けカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラム及び理念・目的の検証、見直しを行っている。また、その内容をFD・SD研修会を通じて全教職員が共有するプロセスを継続している。

〈3〉看護学研究科

研究科も学部と同様に、平成 15(2003)年 4 月の開学以来、定期的に、あるいは保健師助産師看護師養成所指定規則改正に合わせカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラム及び教育目的の検証、見直しを行い、平成 23(2011)年 4 月 1 日より現在の目的を提示している。また、その後も平成 26(2014)年度のカリキュラム改正に向けカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラム及び目的の検討を行っている。

2. 点検・評価

●基準 1 の充足状況

本学は、掲げた理念・目標を具現化するために、看護学部看護学科には「赤十字・国際」及び看護学の専門領域を設け、本学の附属施設として図書館及び看護開発センターを設置し、その環境を整備・運用している。

また、大学案内パンフレットの配布、ホームページでの公表、及びオープンキャンパス、進学相談会や高校訪問等での説明を通じて学内外に理念・目的を広く周知している。

さらに、定期的に、あるいは保健師助産師看護師養成所指定規則改正に合わせカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラムの改正について検討するとともに理念・目的の適切性の検証及び見直しを行っており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

本学の理念・目的については、オープンキャンパス・高校訪問等の各種の機会に広く周知を図っているが、近年、重要な媒体となっているホームページについては平成 25(2013)年度にその内容を刷新し、理念・目的等へのアクセスが容易になった。(資料 1-10)

さらに、大学及び大学院のパンフレットも平成 24(2012)年度に刷新し、好評を得ていることも周知に大きな成果を上げている。(資料 1-3、資料 1-4)

また、定期的にかリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラムの改正について検討するとともに理念・目的の適切性の検証及び見直しを重ねてきたことにより、理念・目的に基づいたカリキュラム編成となっている。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

近年の学生は、中教審の指摘にもあるように目的意識の希薄化、学習意欲の低下等が進行し、「勉強しない学生」が増加しており、学力格差や成績の低迷などが問題化している。

本学もこうした現実を受け止め、「自ら主体的に学ぶ学生」を育むための対策を講じる必要があるが、教育目標・到達目標がこのような現在の学生に十分に対応できていないと思われる。

本学では、教育理念に基づき学則に掲げられた目的を具体化した 5 項目を教育目的とし、更に卒業時に学生が到達すべき目標として到達目標を設けている。

また、学則に教育目標も提示しているが、これらの関連性が明確になっていない。

〈2〉看護学研究科

本研究科の教育目的として「高度専門職業人としてリーダーシップを発揮できる専門看護職者の育成」を掲げ、慢性看護学・がん看護学・精神保健看護学の 3 領域に専門看護師コースを設定している。

しかしながら、がん看護学を除く 2 領域には履修を希望する学生がいなかったため、現時点では専門看護師教育課程の認定を受けるに至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

理念・目的の周知にはホームページが大きな役割を果たしているが、最近ではスマートフォン等の携帯型端末からのアクセスの割合が急激に増加している。パンフレットも含め、このようなニーズを把握・検討し、内容の更新を図っていく。

また、今後も定期的なカリキュラム検討委員会等でカリキュラム編成及び理念・目的の適切性を検証していく。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

「主体的に学ぶ学生を育む教育の推進」は本学の中期計画にも目標のひとつとして掲げられている。この目標を達成するためにも、いかに学生の主体的な学びを引き出すか、カリキュラム検討委員会および教務委員会等でカリキュラム編成、授業内容の改善について検討を行い、教育の質の確保を図る。

同時に理念・目的・目標の適切性の検証および見直しを行うとともに、これらの関連性も明確にしていく。

〈2〉看護学研究科

平成 25(2013)年度には認定を受けていない 2 つの領域の専門看護師コースに学生が入学し、専門看護師教育課程の申請が可能となった。適切にカリキュラムを運用し、申請を行い、専門看護師教育課程として認定を受けることにより、教育目的に基づいた学習環境を整える。

4. 根拠資料

- 資料 1-1 日本赤十字北海道看護大学学則
- 資料 1-2 日本赤十字北海道看護大学大学院学則
- 資料 1-3 日本赤十字北海道看護大学案内パンフレット
- 資料 1-4 日本赤十字北海道看護大学大学院案内パンフレット
- 資料 1-5 日本赤十字北海道看護大学学生便覧
- 資料 1-6 ホームページ（大学案内）
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/index.html>
- 資料 1-7 ホームページ（教育理念）
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/rinen.html>
- 資料 1-8 ホームページ（ディプロマ・ポリシー）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/de_policy.html
- 資料 1-9 ホームページ（大学院 教育目標）
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/graduate/goal.html>
- 資料 1-10 日本赤十字北海道看護大学ホームページ
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/>

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らされて適切なものであるか

①教育研究組織の編成原理

本学の教育研究組織は教育理念・教育目的に沿って、看護学部、看護学研究科、図書館、看護開発センターが設置されている。

看護学部は看護学科 1 学科のみで、本学の理念・目的に基づき看護学の基盤となる能力を養う基礎科学系の 7 つの領域と看護学の 8 つの専門領域で構成されている。

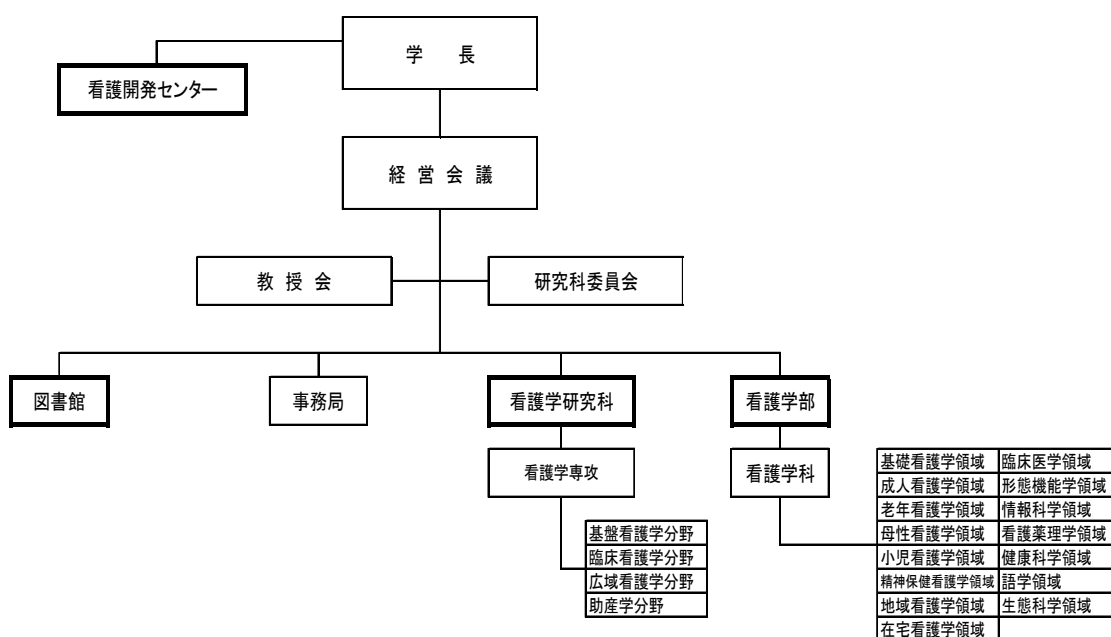
看護学研究科も同様に、研究科の教育目的に沿って設置された 4 分野 12 領域で構成されている。(資料 2-2)

看護開発センターは学部・研究科を横断する形で構成され、本学の理念である「看護学の発展に貢献するとともに、国内外で活躍できる人材を育成」を達成するために、看護研修(継続教育、研究開発、地域貢献)、認定看護師教育に加え、JICA など海外からの看護職者の研修受け入れ、および学生を対象とした海外研修なども実施している。

本学の教育研究に関する基本方針は経営会議から示され、その方針に基づき、教授会及び研究科委員会では、開設する授業科目の編成、単位及び履修に関すること、学生の募集に関すること、学生の入学、再入学、卒業等に関すること、学生の学修の評価、卒業・修了認定および学位の授与に関すること等を審議する。

教授会および研究科委員会には看護学部、看護学研究科の運営に必要な各種委員会が設置され、教員は複数の委員会に所属している。

図2-1 教育研究組織



②理念・目的との適合性

看護学部では本学の教育理念に基づき 5 項目を教育目的としている。

a. 生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした豊かな人間性を、b. 健康状態や生活について理解し、看護実践のための基盤となる能力を養うために基礎科学系の 7 つの領域をおき、「基礎科目」及び「専門基礎科目」の学科目群を設定している。また、c. 看護の理論と実践を系統的に学び、看護職者として必要な実践的な能力を、d. 変化する社会の中で看護職者が担うべき役割を認識し、看護の発展に寄与できる能力を養うために看護学の 8 つの専門領域をおき、看護の各専門分野の学科目群を設定している。さらに、建学の精神である赤十字の理念に基づき、e. 赤十字の理念を理解し、赤十字の基本的原則に基づいた看護実践や救護および国際協力等の活動ができる基礎的能力を養うことを目的として「赤十字・国際」の科目群を設定している。

看護学研究科は人道・博愛の理念を基調とする赤十字の精神にのっとり、高度の実践能力を備え、同時に広い視野に立って教育・研究能力を發揮する専門看護職者の育成を目的としている。その目的を達成するために 6 項目を教育目標とし、a. 高度専門職業人としてリーダーシップを發揮できる専門看護職者、b. 看護職者の育成、および卒後・生涯教育を担うことができる看護教育者、c. 学術的な看護研究を推進できる研究者を育成するために 4 分野に 12 の領域をおき、3 領域に専門看護師コースを設定している。また、d. 看護実践の場で、効果的に看護管理を行うことができる人材を育成するために看護管理学領域、e. 国際救援・災害救護に尽力できる専門看護職者を育成するために災害看護学領域、f. 自律した助産師を育成するために助産学領域を設置している。

③学術の進展や社会の要請との適合性

看護学部においては、保健師助産師看護師養成所指定規則改正(統合分野)に対応すべく組織の検討を行った結果、看護学の専門領域に在宅看護学領域を加え、現在の構成となっている。また、より実践的な看護技術の習得を望む社会の要請に対応するために、平成 21(2009)年度にカリキュラム改正を行い、客観的臨床技能試験及び看護課題実習等を実施している。

看護学研究科では、地域の産科医療を医師とともに担っていく専門的知識と技術を習得した助産師の養成を目指し、平成 21(2009)年度に助産師教育課程を看護学部より看護学研究科へ移行し、助産学専攻とした。その後、入学生の大部分が社会人であることを考慮し、さらに学びやすい環境とするためにカリキュラム及び教育組織の検討を行い、平成 24 年度より現在の体制となっている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証をおこなっているか

本学の教育研究組織は、平成 11(1999)年度に看護学部、図書館という編成で開学し、平成 15(2003)年度に看護学研究科、平成 19(2007)年度に看護開発センターを設置し、現在に至っている。

教育研究組織の適切性については、看護学部は教授会、看護学研究科は研究科委員会、看護開発センターは看護開発センター運営委員会で随時、検証を行ってきたが、平成 21

年度からは、経営会議において、本学の教育研究組織が理念・目的および学術の進展や社会からの要請に適合しているか、随時、検証を行っている。

また、学外有識者によって構成される運営懇話会を年に1度開催し、本学の教育研究組織及び運営の適切性について、検証を行っている。(資料 2-3)

2. 点検・評価

●基準 2 の充足状況

本学の教育研究組織は理念・目的に基づき編成・設置され、適切に運営されている。

また、学術の進展や社会の要請を考慮し、経営会議を中心に組織の適切性について、随時、検証を行い改善を図っていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学の組織は、看護学部、看護学研究科、図書館、看護開発センターで構成されており、平成 19(2007)年度以降の変更はない。しかし、理念・目的及び学術の進展や社会からの要請に適合しているか定期的に検証を行った結果、看護学部、看護学研究科の領域の見直しおよびカリキュラムの改正等を実施してきた。また、大学運営の実務を司る各種委員会についても検証を行い、新たに実習検討委員会、研究倫理委員会、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会、FD・SD推進委員会、情報システム運営委員会等を設置するとともに、既存の委員会の審議内容についても、随時、見直しを行っている。(資料 2-4)

②改善すべき事項

看護開発センターは、本学の理念に基づき看護学の教育・研究に関する開発を行い、実践を通して地域へ貢献することを目的に看護研修(継続教育、研究開発、地域貢献)、認定看護師教育および海外研修などの事業を実施してきた。

平成 21(2009)年度から実施してきた認定看護師教育(がん化学療法)については、平成 21(2009)年度 11名、平成 22(2010)年度 2名、平成 23(2011)年度 2名が教育課程を修了し、全員が認定看護師(がん化学療法)として認定されている。しかし、平成 23(2011)年度に北海道内の赤十字病院を中心に実施した本学へのニーズ調査の結果を踏まえ、経営会議で審議を行った結果、平成 24(2012)年度以降は休講としているが、今後の体制について検討が必要となっている。

また、平成 21(2009)年 11月に札幌(道央)圏における本学の教育研究活動振興および情報発信拠点として活動を展開するとともに、本学教職員、同窓会会員、後援会会員等の交流促進に寄与し、地域社会へ貢献することを目的として札幌市の中心部に札幌サテライトを設置しているが、継続教育の一環として札幌圏で保健師として勤務する卒業生への研修の実施など1年に数回の利用に留まり、本来の目的が達成されていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の理念・目的及び学術の進展や社会からの要請に教育研究組織が適合しているか検

証を行い改善を図るとともに、各種委員会の設置および見直し等を実施してきた。今後は効率的に委員会活動を展開できるように委員会が所管する事業や審議項目を検討し、必要があればさらに委員会を統廃合し、構成員を最小化するなど教員への負担が最小限になるような体制を構築していく。

②改善すべき事項

看護開発センターにおいては、本学に対する地域からの要請および費用対効果等を十分考慮した上で、認定看護師教育課程(がん化学療法)の継続、分野の変更および廃止を含め、今後の体制について検討を進めていく。

札幌(道央)圏には北海道の約半数の人口が集中しており、札幌市はその中心都市となっている。その札幌市に設置されたサテライトを情報発信拠点として活用して教育理念、目的など大学の情報を発信し、札幌圏の志願者に本学を周知・理解してもらうことは大変有意義である。また、現在本学のみで実施している父母懇談会の実施および同窓会の活動拠点としてサテライトを利用することにより在学生、卒業生への支援が行うことができる。

今後、職員の配置、具体的な事業計画等を経営会議および関係する委員会で検討を行い、札幌サテライトの有効利用を図り、設置の目的を達成する。

4. 根拠資料

資料 2-1 ライブラリーガイド

資料 2-2 ホームページ(大学院 教育課程編成の特色)

<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/graduate/kyouiku.html>

資料 2-3 日本赤十字北海道看護大学運営懇話会設置要綱

資料 2-4 日本赤十字北海道看護大学各種委員会一覧

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか

〈1〉大学全体・看護学部

①教員に求める能力・資質等の明確化

大学が求める能力・資質等については、大学設置基準第4章「教員の資格」に基づき「日本赤十字北海道看護大学教員選考基準」（資料3-8）を制定し、教授、准教授、講師、助教、助手の各職位ごとに以下のとおり明記している。

（教授の選考基準）

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- a. 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- b. 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- c. 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- d. 大学において教授、又は5年以上の准教授若しくは専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- e. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の選考基準）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- a. 前条各号のいずれかに該当する者
- b. 大学において准教授（助教授）、又は3年以上の専任講師又は助教若しくはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- c. 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- d. 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- e. 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（専任講師の選考基準）

第5条 専任講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- a. 第3条又は前条に規定する教授、又は准教授となることのできる者
- b. 大学において専任講師、又は3年以上の非常勤講師又は助教若しくはこれに準ずる職員としての経歴がある者
- c. 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの、又は獣医学を履

修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

- d. その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の選考基準)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- a. 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- b. 大学において助教、又は3年以上の助手の経歴のある者
- c. 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの、又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- d. 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の選考基準)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- a. 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- b. 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(選考基準の特例)

第8条 芸術、体育等の特定の科目を担当する教授、准教授、専任講師又は助教の選考は、その科目に関する学術技能に秀で、かつ、教育に関し経験又は識見を有する者のうちから選考する。

②教員構成の明確化

看護学部の教員構成については、経営会議から基本方針が示され、その方針に基づいて正教授会で審議・決定されている。平成25(2013)年度現在では教員の定数に関する規程等は制定されていないが、各領域の教員数は教育課程や内容の量を考慮して配置されている。

〈2〉看護学研究科

①教員に求める能力・資質等の明確化

看護学研究科が求める能力・資質等については、大学院設置基準第9条に基づき制定された「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員選考基準」(資料3-9)および「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」(資料3-10)において以下のとおり定められている。

(大学院の課程を担当する教育職の選考基準)

第2条 2 大学院設置基準(昭和49年6月20日文部省令第28号)第9条第1項に規

定する大学院の修士課程を担当することのできる教育職は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- a. 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- b. 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- c. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

②教員構成の明確化

看護学研究科の教員構成についても、経営会議から基本方針が示され、その方針に基づいて研究科教授会で審議・決定されている。研究科においても教員の定数に関する規程等は制定されていないが、大学院設置基準で示された教員数の確保を前提にして、少ない教育資源を有効に活用し、社会人が中心となっている大学院生が学びやすい環境を作るために、カリキュラム編成の検討を行い、領域を設定して教員を配置している。

〈1〉大学全体・看護学部 〈2〉看護学研究科

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

大学の教育研究に係る最高意思決定機関は経営会議であり、経営会議の方針に基づき教授会、研究科委員会で審議が行われる。経営会議、教授会および研究科委員会の審議項目は「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」（資料 3-7）に以下のとおり明記されている。

（経営会議）

第 12 条 本学に置く経営会議は、次の事項について審議し、学長の業務決定を助ける。

- a. 本学の中長期計画及び毎年度の事業計画、事業報告に関すること。
- b. 本学職員の人事・サービス管理等の方針に関すること。
- c. 本学が定める重要な規程の制定又は改廃に関すること。
- d. 予算の作成及び執行並びに決算に関する重要な事項
- e. 本学の財産に関する重要な事項
- f. 教授会及び研究科委員会の審議等に付される重要な事項
- g. 防火防災及び情報に関する重要な事項
- h. その他本学の経営・運営に関する重要な事項（経営に影響する場合は、教育研究に関するものも含む。）

（教授会及び研究科委員会等）

第 13 条 本学に置く教授会及び本学の研究科に置く研究科委員会は、次の事項について審議し、学部内又は研究科内の意見を取りまとめる。

- a. 開設する授業科目の編成、単位及び履修に関すること。
- b. 学生の募集に関すること。
- c. 学生の入学、再入学、編入学、退学、転学、留学、休学及び復学等に関すること。
- d. 学生の学修の評価、卒業・修了認定及び学位の授与に関すること。
- e. 学生の進路指導に関すること。

- f. 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生等に関する事。
- g. 学生の除籍及び賞罰に関する事。
- h. 学生の諸活動、保健及び生活の指導に関する事。
- i. 教育職にかかる採用予定者及び任用等候補者の選考に関する事。
- j. 図書館及び看護開発センターの運営に関する事。
- k. 本学が定める諸規程の規定により、教授会又は研究科委員会での審議を定めているもの。
- l. 学則の改正（本学の経営に関することを除く。）に関する事。
- m. 前各号に定めるもののほか、学部又は研究科における教育研究に関する事項で、学長が諮問する事項

教授会、研究科委員会は准教授以上で構成され、その決定事項は構成員を通じて各領域内に周知されている。さらに、教授会、研究科委員会の議事録は、全教職員に配信され大学全体で情報共有を行っている。また、必要に応じ教員全体会議を開催して、教員全員の連携を図っている。

なお、看護専門領域の教育研究に係る責任の所在については、最も職位の高い教員としている。

（２）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

〈１〉大学全体・看護学部

①編成方針に沿った教員組織の編成

看護学部の教員数は39名で、表3-1とおおりである。

表3-1 教員組織（平成25年5月現在）

	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
看護学部	12(4)	9(3)	8(1)	4(1)	6(1)	39(10)
うち看護師有資格者	8	6	7	4(1)	6(1)	31(2)
うち保健師有資格者	2	2	2	2(1)	6(1)	14(2)
うち助産師有資格者	3	3	1	1	1	9

()内は男性教員

このうち基礎科目および専門基礎科目を担当する自然科学系の教員が8名、看護学の専門科目を担当する教員が25名、臨地実習を主に担当する助手が6名という構成になっている。また、この他に実習補助教員を任用し、実習指導の強化を図っている。

なお、さらに教育指導体制の充実のために、教員の公募を適宜行っている。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

③研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

教員採用時には、関係諸規程（資料3-11、資料3-12）に基づき教員選考委員会が設置され、応募者の経歴、研究業績等について審査を行い、授業科目と教員の適合性を判断している。

また、非常勤講師については、看護学部は教務委員会、看護学研究科は研究科教務委員

会で提出された業績等に基づき審査を行い、授業科目と担当教員の適合性を判断している。

〈3〉看護学研究科

①編成方針に沿った教員組織の編成

看護学研究科は研究指導教員が10名、研究指導補助教員が13名の計23名の指導体制となっており、大学院設置基準が規程する教員数(6名)を確保している。

なお、全員が各教員の専門分野に応じた研究領域を担当しており、看護学部と兼任している。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

③研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

看護学研究科の授業科目と担当教員の適合性および研究科担当教員の資格については、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員選考基準」(資料3-9)、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」(資料3-10)に基づき資格審査委員会を開催し、教員の個人調書および研究業績等により審査を行い判定している。

〈3〉教員の募集・採用・昇任は適切に行われているか

〈1〉大学全体・看護学部

①教員の募集・採用・昇任等に関する規程および手続きの明確化

②規程等に従った適切な教員人事

看護学部の教員の募集・採用については、「日本赤十字北海道看護大学教員選考規程」(資料3-11)、「日本赤十字北海道看護大学教員選考規程細則」(資料3-12)により看護専門系教員選考委員会または基礎教養系教員選考委員会が設置され、公募を行い、応募者の経歴、研究業績および学会活動等について「日本赤十字北海道看護大学教員選考基準」(資料3-8)に基づき審査を行い、候補適任者を選出している。審査結果は正教授会に報告され、最終的に適任者の判定は正教授会で審議・決定されている。

また、教員の昇任については、「日本赤十字北海道看護大学教員の昇任に関する規程」(資料3-13)に基づき昇任人事判定委員会を設置し、昇任候補者として推薦された教員または自己推薦した教員の業績が教員選考基準に定める各々の資格に該当するか否かを確認し、また、その候補者を総合的に評価判断して昇任候補者の判定を行う。判定結果は正教授会に報告され、最終的な昇任の判定は正教授会で審議・決定される。

以上により、教員の募集・採用・昇任に関する規程および手続きの明確化、規程等に従った適切な教員人事を行っている。

〈3〉看護学研究科

①教員の募集・採用・昇任等に関する規程および手続きの明確化

②規程等に従った適切な教員人事

看護学研究科における教員の任用・昇任についての選考基準および研究科教員の資格審

査に関する必要な事項については、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員選考基準」（資料 3-9）、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」（資料 3-10）に定められている。

研究科長は、研究科教員の資格審査の必要が生じたときは、これらの規程に基づき、資格審査委員会を開催してその審査を付託し、その審査結果は研究科委員会に報告されている。

以上により、看護学研究科においても規程等に従った適切な教員人事が行われている。

（４）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

〈１〉大学全体 〈２〉看護学部 〈３〉看護学研究科

①教員の教育研究活動等の評価の実施

教員の研究活動の成果は、日本赤十字北海道看護大学紀要に研究活動として掲載している。紀要には、著書、原著、学会発表等に加え、研究費補助、講演会・研修会講師、自治体等の各種委員会の委員、被災地支援など各教員の１年間の研究活動が掲載されており、教員の教育研究活動の評価を客観的に行うことができる。（資料 3-14）

また、学生による授業評価を教務委員会が全科目で実施し、その集計結果は各科目の担当教員に通知している。

平成 24(2012)年度には教員 F D 推進委員会を中心に質問の項目および実施方法等の改善について検討を行い、学生の授業評価が授業期間中の授業改善に反映されるような改善を図った。（資料 3-15）

②ファカルティ・ディベロップメント（F D）の実施状況と有効性

平成 20(2008)年度以前の本学の F D 活動は、学長が指名する教員が企画を行い、看護実践能力の育成、臨地実習指導、教育課程、学生支援、看護技術などをテーマにして、1年に 2 回程度ワークショップを実施してきた。その後、平成 21(2009)年 12 月に教員 F D 推進委員会が設置され、それ以降はこの委員会が中心となって企画立案し、F D 活動を実施している。

過去 3 年間の F D 活動の概要は表 3 - 2 のとおりである。

表 3 - 2 F D 活動の概要

平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ F D 研修会「本学の学生の状況を踏まえた教育の在り方」2回開催 ・ F D 研修会「大学院統計の相談窓口から」
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ F D 研修会「新カリキュラムにおける課題実習の具体的な実習方法」 ・ 入学試験と学内成績の解析結果に関する報告会 ・ 第1回助教助手 F D 研修会「各教員が抱える教育実践における問題解決に向けて-実習について-」 ・ 第2回助教助手 F D 研修会「助手助教の指導力向上のための検討会」 ・ F D 研修会「授業評価の評価と改善について」 ・ F D 研修会「新任研修について～新任研修への要望」
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任教員セミナー ・ 第1回助教助手 F D 研修会「事例検討」 ・ 第2回助教助手 F D 研修会「学生に対する実習指導について」 ・ F D 研修会「OSCE入門～OSCEの実際～」 ・ 大学院 F D 「看護教育論」公開講義 ・ F D 講演会「教育における学生の心のサポート～北翔大学の新たな試み～」 ・ F D 研修会「授業評価表の改善の試み「～授業評価表案作成～」

臨地実習の指導を主に担当している若手教員を対象とした助教・助手FD研修会は、平成 23(2011)年度から現在まで継続して実施しており、領域を超えた情報交換および指導上の問題等を検討することで実習の指導力向上を図っている。

平成 25(2013)年 6 月には、教員FD推進委員会が企画したSD講演会を実施し、これを機に平成 25(2013)年 9 月よりFD・SD推進委員会へと委員会の名称と組織を変更して、現在はFDおよびSD活動の企画立案を行っている。

この他にも、平成 24(2012)年度に教員FD推進委員会の委員 2 名が私立大学情報協会が主催するFDのための情報技術講習会に参加し、ここで示されたクリッカーを使用した双方向対話型授業の本学への導入が検討され、平成 25(2013)年 8 月の学内情報システムの更新時に関連機器を整備し、現在、本格導入に向けて試行を実施している。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

本学が求める教員の能力・資質等は看護学部および看護学研究科に制定されている教員選考基準に明記されており、経営会議の基本方針に基づき正教授会および研究科教授会において教員構成が審議・決定されている。また、教員の募集・採用・昇任については、それぞれ関係規程に基づき教員選考委員会、昇任人事判定委員会の審査を経て、正教授会および研究科教授会で審議・決定されており、適切に処理されている。

さらに、教員の資質の向上を図るためにFD研修会も開催しており、既に若手教員の指導力向上、授業方法および授業評価の改善などに生かされていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学の教員の募集・採用・昇任および研究科担当教員の資格の判定等については、「日本赤十字北海道看護大学教員選考規程」等の関係規程等で明確化されており、規程等に基づき適切な教員人事を行っている。

教員の資質向上のためのFD研修会も近年、数多く実施されており、助教・助手の指導力向上、授業評価の改善、および授業方法の改善に生かされている。

②改善すべき事項

本学の看護学部および看護学研究科の教員数は、大学設置基準および大学院設置基準で定められた教員数を上回り、教育の質は確保できているが、実習指導および大学運営のための各種委員会活動等により、領域によっては教員に大きな負担がかかっている。負担の大きな領域については教員の公募を実施しているが、本学の立地条件および都市部における看護系大学の新たな設置による教員不足もあり、採用の困難な状況が続いている。

教職員の士気の高揚および組織の活性化を図るため、平成 20(2008)年に勤務評価実施要領が作成されたが、評価表の記載項目および評価手順の複雑さから毎年実施するには至っていない。また、その評価を業務および処遇の改善等に結びつけるシステムが構築されていないため、現時点では自己評価の範疇に留まっている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教員の募集・採用・昇任および研究科担当教員の資格の判定等は、今後も規程等に基づき適切な教員人事を行っていく。

教員の資質向上に効果的なFD研修会は、継続して定期的実施していくが、今後は看護学研究科に関するFD研修会についてもFD・SD推進委員会で検討し、実施する。

クリッカーを利用した双方向対話型授業の導入を進めるとともに、更に授業方法の改善を図るために、FD・SD推進委員会を中心に検討していく。

②改善すべき事項

教員として優秀な人材を確保するため今後も公募を継続していくが、学内の教員についてもスキルアップできるような環境を作るための準備を進めている。現在、共同大学院(博士課程)の設置に向けて準備を進めており、設置後は学内で博士の学位が取得可能となる。

また、既に本学の助手数名が本学の大学院(修士課程)に進学しているが、さらに進学しやすい環境を作るために、主として若手教員が担当している臨地実習において、臨床教授、実習補助教員、ティーチングアシスタント(TA)等の任用を進め、負担の軽減を図りたい。

本学は開学後15年が経過し、1,000人を超える卒業生が臨床現場で活躍している。今後は積極的に卒業生を任用して、教員および研究者の養成を行っていく。

勤務評価については、日本赤十字学園法人本部を中心に評価表および手順の簡素化を検討している。さらに、その評価が業務等の改善に反映できるようにシステム化する検討を進めていく。

4. 根拠資料

- 資料 3-1 専任教員の教育・研究業績
- 資料 3-2 日本赤十字北海道看護大学経営会議規程
- 資料 3-3 日本赤十字北海道看護大学教授会規程
- 資料 3-4 日本赤十字北海道看護大学正教授会規程
- 資料 3-5 日本赤十字北海道看護大学大学院研究科委員会規程
- 資料 3-6 日本赤十字北海道看護大学大学院研究科教授会規程
- 資料 3-7 日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程
- 資料 3-8 日本赤十字北海道看護大学教員選考基準
- 資料 3-9 日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員選考基準
- 資料 3-10 日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規
- 資料 3-11 日本赤十字北海道看護大学教員選考規程
- 資料 3-12 日本赤十字北海道看護大学教員選考規程細則
- 資料 3-13 日本赤十字北海道看護大学教員の昇任に関する規程
- 資料 3-14 日本赤十字北海道看護大学紀要
- 資料 3-15 授業評価資料

第4章 教育内容・方法・成果

4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

〈1〉大学全体・看護学部

①学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示

看護学部の教育目標は、日本赤十字北海道看護大学学則（資料 4-1-1）に以下のとおり明示されている。

- a. 赤十字の人道理念を实践できる看護人材を育成する。
- b. 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
- c. 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
- d. 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- e. 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
- f. 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

②教育目標と学位授与方針との整合性

看護学部の教育理念・教育目標に基づいた学位授与方針は、「日本赤十字北海道看護大学学則」第 35 条、第 37 条、第 38 条に明示されている。（資料 4-1-1）

第 35 条 学生が本学を卒業するためには、本学に 4 年（再入学、編入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。

2 卒業認定に必要な単位は、124 単位以上とする。

3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

第 37 条 学長は、第 35 条第 3 項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

第 38 条 学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する。

③修得すべき学習成果の明示（資料 4-1-5 P.7、資料 4-1-7 P26）

本学の学生便覧に、卒業するために修得しなければならない単位数は、必修科目 112 単位（平成 22(2010)年以前の入学生は 117 単位）以上と選択科目 12 単位（平成 22(2010)年以前の入学生は 10 単位）以上を合わせた 124 単位（平成 22(2010)年以前の入学生は 127 単位）以上であることが明示されている。

また、卒業時の取得資格として学士（看護学）の学位、看護師国家試験受験資格および保健師国家試験受験資格（平成 23(2011)年以後の入学生は指定された授業科目の単位を修得した者）が与えられることが、学生便覧、大学パンフレット、学生募集要項およびホームページに明示されている。

〈2〉看護学研究科

①学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示

看護学研究科の教育目標は、大学院パンフレットおよびホームページに以下のとおり明示されている。(資料 4-1-7 P.3、資料 4-1-8)

- a. 高度専門職業人としてリーダーシップを発揮できる専門看護職者の育成
- b. 看護職者の育成、および卒業後・生涯教育を担うことができる看護教育者の育成
- c. 学術的な看護研究を推進できる研究者の育成
- d. 看護実践の場で、効果的に看護管理を行うことができる人材の育成
- e. 国際救援・災害救護に尽力できる専門看護職者の育成
- f. 自律した助産師の育成

②教育目標と学位授与方針との整合性

本研究科の教育理念・教育目標に基づいた学位授与方針は、「日本赤十字北海道看護大学大学院学則」第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条に明示されている。(資料 4-1-2)

第 27 条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。）在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績をあげた学生については、在学期間を 1 年以上に短縮することができる。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

第 28 条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

2 論文の審査及び最終試験等その他学位に関し必要な事項は、別に定める学位規程による。

第 29 条 学長は、前条に規定する課程修了の認定を得た者に対し修了証書を授与する。

第 30 条 修士課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

③修得すべき学習成果の明示

修士課程の修了要件は、看護学研究科履修要項に以下のとおり明示されている。(資料 4-1-4 P.2)

修士課程の修了を満たすには、次の要件を満たすことが必要である。

- a. 修士課程の修業年限は 2 年である。2 年間で所定の単位を修得できない場合は在学を延長することができるが、通算して 4 年を超えることはできない。
- b. 修士課程に 2 年以上在籍し、授業科目について所定の単位を修得し、修士論文あるいは課題研究の審査および最終試験に合格した者に、修士(看護学)の学位を授与する。
- c. 修士課程の授業科目についての所定単位数は 30 単位以上である。ただし、助産学の助産形成コースは 59 単位である。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

〈1〉大学全体・看護学部

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

看護学部の教育課程の編成・実施方針は、カリキュラム・ポリシーとして以下のように提示し、明確に述べられており、学生便覧およびホームページに明示している。(資料 4-1-5 P.3、資料 4-1-9)

(教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー))

本学のカリキュラム・ポリシーは、赤十字の理念を基盤としており、「人間」、「環境」、「健康」、「看護」、「赤十字」の5つの基本概念を基に、「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に分類して体系づけている。

- ・赤十字の **humanity** を教育の基盤とし、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな人間形成と看護専門職者の育成を目的とし、医療・福祉・保健の現状を見据え、理論と実践を融合して全人的ケアを目指し、指導力やコーディネーター能力を持ち、国内はもとより国際的にも幅広く活動できる看護専門職者の育成を目指したカリキュラム編成となっている。
- ・「基礎科目」では、人文科学、社会科学、自然科学、語学、総合Ⅰの学問分野に触れ、人間性、社会性の資質形成と、看護の対象である人間を全人的に理解するための知識を学ぶ。
- ・「専門基礎科目」では、人間科学、生命・健康科学、保健科学、総合Ⅱの学問領域から成り立っている。生命の誕生・維持と環境との相互作用、健康現象など多面的に理解し、看護学を実践するために必要な基礎的知識を学ぶ。
- ・「専門科目」では、初心者にわかりやすいように学問を組み立てて展開している。はじめは、看護学の基礎理論や方法を学び、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神保健看護学、地域看護学、生活看護科学と各領域別看護学の統合分野へと学習段階が広がり、深められていく。

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

看護学部の科目区分、必修・選択の別、単位数等については、日本赤十字北海道看護大学学則、学生便覧およびシラバスに明示している。

〈2〉看護学研究科

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

看護学研究科の教育課程の編成・実施方針は教育目標に基づいており、大学院パンフレットおよびホームページに以下のとおり明示されている。(資料 4-1-7 P.3、資料 4-1-8)

- a. 高度専門職業人としてリーダーシップを発揮できる専門看護職者の育成
- b. 看護職者の育成、および卒後・生涯教育を担うことができる看護教育者の育成
- c. 学術的な看護研究を推進できる研究者の育成
- d. 看護実践の場で、効果的に看護管理を行うことができる人材の育成
- e. 国際救援・災害救護に尽力できる専門看護職者の育成

f. 自律した助産師の育成

また、教育課程の概要および特徴については、大学院パンフレットおよびホームページに示されている。(資料 4-1-7、資料 4-1-10、資料 4-1-11)

②科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

看護学研究所の科目区分、必修・選択の別、単位数等については、日本赤十字北海道看護大学大学院学則、履修要項に明示している。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

〈1〉大学全体・看護学部（資料 4-1-5 P.3・4、資料 4-1-12）

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方法については、毎年、学生便覧およびシラバスを作成し、学生と教職員に配布し周知している。さらに学生には、新年度のガイダンスにおいて、教務委員長および学務支援課員が説明し周知を図っている。

なお、実習に関しては、基礎看護学実習、領域別実習、課題実習等の実習前オリエンテーションにおいて、実習に関する教育課程の説明を行っている。

また、ホームページにも教育目的等を掲載し、広く社会に公表している。

〈2〉看護学研究所（資料 4-1-2、資料 4-1-4、資料 4-1-7、資料 4-1-13）

看護学研究所の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、学則を始め、履修要項に記載し、新年度のガイダンスの際に、大学院生と教職員に印刷物にして配付し、説明している。また、各授業科目の開始時にも、具体的な実施方針と方法について説明し、周知を徹底している。さらに、大学院案内パンフレットと本学ホームページを活用し、教育課程の編成、授業科目や担当教員を掲載して広く社会に公表している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

〈1〉大学全体・看護学部

教育目標、教育課程の実施方針の適切性については、教務委員会において、随時、検証を行っている。

また、平成 11(1999)年 4 月の開学以来、定期的に、あるいは保健師助産師看護師養成所指定規則改正に合わせカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラムの改正について検討するとともに教育目標、学位授与方針および教育課程の編成方針の検証及び見直しを行い、平成 24(2012)年 4 月より現在のカリキュラムが運用されている。

また、現在も平成 28(2016)年度のカリキュラム改正に向け、カリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラム編成及び教育目標、学位授与方針および教育課程の編成方針の検証、見直しを行っている。

〈2〉看護学研究科

研究科も学部と同様に、教育目標、教育課程の実施方針の適切性については、研究科教務委員会において、随時、検証を行っている。

平成 15(2003)年 4 月の開学以来、定期的に、あるいは保健師助産師看護師養成所指定規則改正に合わせカリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラム及び学位授与方針および教育課程の編成方針の検証、見直しを行ってきた。

平成 23(2011)年度にはカリキュラム検討委員会で教育目標、学位授与方針および教育課程の編成を点検し、その結果、大学院教育の充実を図ることを目的に、学位論文の内容を検討し、修士論文 8 単位と課題研究 2 単位とし、論文コースと実践コースとの明確化を図った。それに伴い、名称についても、「修士論文」と「修士論文（課題研究）」に改定し、研究指導を行っている。

また、これまでは 5 分野からなる看護学専攻と、3 コースからなる助産学専攻との、2 専攻で構成されていたが、平成 24(2012)年度入学生から新カリキュラムの実施とともに、高度専門職業人としての看護師、教育者、研究者と看護管理者の養成を強化すべく、1 看護学専攻 4 分野に改変し、専門領域を増設した。

さらに、平成 21(2009)年度から専門看護師（Certified Nurse Specialist：CNS）教育課程を開始し、平成 23(2011)年度にはがん看護学分野の専門看護師教育課程として、日本看護系大学協議会より認定されている。平成 24(2012)年度には、慢性看護学と精神保健看護学に専門看護師教育課程を追加した。

各分野には高度な専門的知識と教授方法を有する教師陣を揃え、教育・研究にあたっている。

2. 点検・評価

●基準 4－1 の充足状況

本学では、教育理念・目的を達成するために教育目標を定め、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針とともに学生便覧、研究科履修要項等に明示して学生および教職員に配布し、ガイダンス等で周知を図るとともに、ホームページにも掲載し、広く社会に周知している。

看護学部の教育課程の編成・実施方針は、赤十字の理念を基盤にしており、「人間」、「環境」、「健康」、「看護」、「赤十字」の 5 つの基本概念を基に、「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に分類して体系づけられている。看護学研究科は、1 看護学専攻 4 分野 12 領域で構成され、共通科目として基礎力を構築するための授業科目を開設し、その基盤の上にそれぞれが専攻する専門科目を設定し、体系的な配置になるように組み立てられている。

また、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、随時、または定期的にカリキュラム編成の検討に合わせ検証を行っていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

看護学部の教育課程の編成・実施方針は、赤十字の理念を基盤にしており、5つの基本概念を基に、「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」に分類して体系づけられている。

(資料 4-1-1 別表第 1、資料 4-1-3)

その編成・実施方針は、「建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護職者の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力の習得を目指す。また、看護学の発展に貢献するとともに、国内外で活躍できる人材を育成する」という本学の教育理念と合致している。(資料 4-1-9)

また、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、随時、または定期的にカリキュラム編成の検討に合わせ検証が行われている。

〈2〉看護学研究科

5分野からなる看護学専攻と、3コースからなる助産学専攻との、2専攻で構成されていたが、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正に伴い、助産師教育課程の検討および大学院教育課程全体の見直しを行い、平成 24(2012)年度から高度専門職業人としての看護師、教育者、研究者と看護管理者の養成を強化すべく、1看護学専攻4分野12領域に改変し、専門領域を増設した。教育課程も基礎力を構築するための共通科目を開設し、その基盤の上にそれぞれが専攻する専門科目を設定し、体系的な配置になるように組み立てられている。このことにより、教員の専門領域の研究に基づく充実した教育指導が実施されている。

②改善すべき事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等はホームページ、パンフレット、学生便覧等で公表しているが、媒体により情報量が異なっている。

看護学研究科の教育課程の編成・実施方針である教育目標および教育課程編成の特徴・概要はホームページ等で示しているが、教育課程の編成・実施方針として明確に提示したい。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

看護学部では、現在、平成 28(2016)年度のカリキュラム改正に向け、カリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラム編成の検討を行っているが、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針についても検証を行い、本学の理念・目的を実現するために見直しを図る。

看護学研究科では、平成 24(2012)年度の教育課程の改正に伴い、慢性看護学と精神保健看護学に専門看護師教育課程を開設し、平成 25(2013)年度には学生が入学している。適切な教学運営を実施し、平成 26(2014)年度に専門看護師教育課程の申請を行う。

②改善すべき事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の公表に関しては、媒体の特徴、公開する対象者、公開する情報等を検討し、適切な情報を適切な媒体を介して公表する。

看護学研究科の教育課程の編成・実施方針は、「教育課程編成の特徴」および「各分野の教育課程の概要」のつながりを明確にして、教育課程の編成・実施方針として明示する。

4. 根拠資料

- 資料 4-1-1 日本赤十字北海道看護大学大学学則 (既出(1-1))
- 資料 4-1-2 日本赤十字北海道看護大学大学院学則 (既出(1-2))
- 資料 4-1-3 日本赤十字北海道看護大学シラバス
- 資料 4-1-4 日本赤十字北海道看護大学看護学研究科履修要項【別掲】
- 資料 4-1-5 日本赤十字北海道看護大学学生便覧 (既出(1-5))
- 資料 4-1-6 日本赤十字北海道看護大学案内パンフレット (既出(1-3))
- 資料 4-1-7 日本赤十字北海道看護大学大学院案内パンフレット (既出(1-4))
- 資料 4-1-8 ホームページ (大学院 教育目標) (既出(1-9))
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/graduate/goal.html>
- 資料 4-1-9 ホームページ (カリキュラム・ポリシー)
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/cu_policy.html
- 資料 4-1-10 ホームページ (大学院 教育課程編成の特色) (既出(2-2))
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/graduate/kyouiku.html>
- 資料 4-1-11 ホームページ (大学院 各分野の教育課程の概要)
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/graduate/gaiyou.html>
- 資料 4-1-12 ホームページ (大学案内) (既出(1-6))
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/index.html>
- 資料 4-1-13 ホームページ (大学院紹介)
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/graduate/index.html>
- 資料 4-1-14 平成 25 年度看護学部授業時間割
- 資料 4-1-15 平成 25 年度看護学研究科授業時間割

4-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

〈1〉大学全体・看護学部

①必要な授業科目の開講状況（資料 4-2-1、資料 4-2-3、資料 4-2-5）

看護学部の必要な授業科目は、学則、学生便覧、シラバスで明示されている。

②順次性のある授業科目の体系的配置

③専門教育・教養教育の位置づけ

〈1〉大学全体 〈2〉看護学部

本学では、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)が定められている。

カリキュラム・ポリシーには、「赤十字の理念を基盤にして、その上に『人間』、『環境』、『健康』、『看護』、『赤十字』の5つの基本概念を基に、『基礎科目』、『専門基礎科目』、『専門科目』に分類して体系づけています。」と明示されている。

本学看護学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに則り、授業科目の順次性を考慮した上でカリキュラムの編成が行われている。

また、人間性、社会性の資質形成と、看護の対象である人間を全人的に理解するための知識を学ぶ「基礎科目」は、人文科学、社会科学、自然科学、語学、総合Ⅰの学問分野で構成され、看護学の専門領域「専門科目」を支える基盤として位置づけられている。

(資料 4-2-5 P.3、資料 4-2-6)

〈2〉看護学研究科

①必要な授業科目の開講状況（資料 4-2-2、資料 4-2-4）

看護学研究科の必要な授業科目は、大学院学則、履修要項に明示されている。

②順次性のある授業科目の体系的配置

③コースワークとリサーチワークのバランス

看護学研究科の教育課程は、「安全管理学」「成人看護学」「精神看護学」「地域看護学」「がん看護学」の5分野からなる看護学専攻と、3コースからなる助産学専攻との、2専攻で構成されていた。平成24(2012)年度からは、1看護学専攻4分野に改変し、専門領域を増設した。

具体的には、「基盤看護学分野」は、基礎看護学領域と看護管理学領域を設けた。「臨床看護学分野」には、慢性看護学領域、クリティカル看護学領域、がん看護学領域に改変し、さらに社会全体の要請に応えるべく老年看護学領域と小児看護学領域を増設した。「広域看護学分野」には、名称を変更した精神保健看護学領域と公衆衛生看護学領域、赤十字の特性を活かした災害看護学領域と在宅看護学領域を増設した。さらに、それぞれの領域に論文コース・実践コースを設けた。「助産学分野」では、内容が理解しやすいよう論文

コースと実践コースの他に、助産師国家試験の受験資格取得目的の助産資格コースと改名した。

本大学院では、今日の国際社会および地域社会からの専門看護職者に対する要求に応える能力を備えることを目的に、共通科目として看護研究方法論Ⅰ・Ⅱ、看護教育論、看護理論、看護倫理、情報処理学などの基礎力を構築するための授業科目を開設している。その基盤の上に、それぞれが専攻する専門科目を設定し、体系的な配置になるよう授業を組み立てている。

また、コースワークとリサーチワークのバランスにも配慮し、学年の進行順次性を考慮するよう、履修モデルを提示し、個別に指導している。1 学年次にはコースワークを主に、2 学年次以降にはリサーチを主にした時間割の配置と大学院生の状況に即した対応を行っている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

〈1〉大学全体・看護学部

① 学士課程教育に相応しい教育内容の提供 (資料 4-2-3)

基礎科目は、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「語学」、「総合Ⅰ」の 5 分野、23 科目で構成され、「総合Ⅰ」では、少人数のゼミ方式で特定のテーマを深く理解する『総合科目Ⅲ(ゼミナール)』、海外研修、社会貢献事業への参加、特定の領域で顕著な業績を上げた学生および意欲的に語学能力の向上を図っている学生に対して、その活動内容や学修成果を本学における授業科目の履修と見なし、単位を認定する『特別認定単位科目』などを開講している。

専門基礎科目は、「人間科学」、「生命・健康科学」「保健科学」、「総合Ⅱ」の 4 分野 24 科目で構成され、「人間科学」では、地球環境変化や化学物質曝露などの環境リスクを学ぶ『人間と環境』、「総合Ⅱ」では、医療・介護・福祉の場で用いられている医療機器や工学的手法の理論と運用の実際について学ぶ『総合科目Ⅳ(医用工学)』、生命・健康や疾病に関する既修科目を統合し、症状、臨床所見から人体を系統立てて理解し、看護に活用することができる能力を養う『総合科目Ⅴ(臨床医学)』などを開講している。

専門科目は、基礎看護学から成る「専門分野Ⅰ」、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神保健看護学から成る「専門分野Ⅱ」、「統合分野」、「赤十字・国際」、「研究」の 5 分野、50 科目で構成され、「統合分野」では客観的臨床技能試験を実施する『看護の統合と実践Ⅰ(看護技術評価)』、臨床実践能力に求められる知識と実践力を統合する力を身につける『看護の統合と実践Ⅱ(セルフマネジメント)』などを開講している。

また、本学の特徴である「赤十字・国際」では、『赤十字概論』、『災害看護学』、『国際保健学』、『赤十字救護・援助法』、『赤十字とボランティア活動』、『赤十字と国際活動』、『赤十字健康生活支援法』の 7 科目を開講している。

②初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

初年次教育として、「看護学入門」を開講し、入学者が大学教育に容易になじみ、学習ができるように、大学教育に必要な内容を厳選し、1年次に授業を展開している。「大学での学び方」、「グループ学習」、「看護と基礎数学」、「医療計算」、「文献検索」をキーワードとして、大学で看護学を学ぶ上で必要な基礎的な知識と態度を習得する。

また、合格決定後から入学までの期間に大学入学の動機を強化すること、大学入学後の学習に円滑に移行することを目的に、平成25年度入学生より推薦入学者を対象にして入学前学習を課した。課題として4つのテーマを示して、入学予定者に提示した。テーマは、a. 読書感想文の記述、b. 「KANTAN 看護の計算・数式」を用いた自己学習、c. 「よくわかる生物基礎問題集」を用いた自己学習、d. 自由課題である。ただし、大学入試センター試験を受験する者は、その勉強を入学前学習とみなして課題を免除した。

対象者である54名全員が課題に取り組んだ。課題の取り組みについては、多くの学生から今後の学習に役立つとした肯定的なコメントが多かった。

〈2〉看護学研究科

①専門分野高度化に対応した教育内容の提供（資料4-2-4）

本研究科において開設している授業科目は、それぞれ高度専門看護職者の育成に相応しい内容を厳選して開講している。今日的な社会・医療の要求を探りながら、タイムリーな話題を取り入れ教育教材として活用している。例えば、大学院共通科目である看護倫理においては「母体血を用いた無侵襲的出生前遺伝学的検査（NIPGT）」を取り上げ、看護倫理の視点から支援のあり方を討論している。また、がん看護学領域においてはCNSの役割を考えるための教材として日本がん看護学会が行った「外来化学療法看護の実態調査」などを活用し、がん発症から死までの過程を、がん患者を一人の人として時間軸で捉え、施設・外来・在宅におけるがん看護の実態をイメージできるようにシラバスに明記している。さらに、実際に臨床の最前線で活躍しているCNSからの最新の治療と看護の実践についての授業を展開している。

本研究科では、高度の実践能力を備え、同時に広い視野に立って教育・研究能力を発揮できる専門看護職者の育成を目的としていることから、今年度から全ての科目を選択制にした。ただし、専門看護師コースと助産資格コースの学生は、資格取得のために指定科目がある。

2. 点検・評価

●基準4-2の充足状況

看護学部は「基礎科目」、看護学研究科は「共通科目」が「専門科目」を支える基盤として位置づけられ、順次性を考慮して体系的に教育課程が編成されている。

また看護学部の授業科目には、医療の動向や社会からの要請を考慮した科目の開講に加え、本学の特徴である赤十字科目7科目の開講など教育課程の充実を図っている。看護学研究科においても、今日的な社会・医療の要求を探りながらタイムリーな話題を教育教材として活用するなど高度専門看護職者の育成に相応しい教育を提供していることなどが

ら、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

看護学部では、客観的臨床技能試験を実施する「看護の統合と実践Ⅰ(看護技術評価)」、臨床実践能力に求められる知識と実践力を統合する力を身につける「看護の統合と実践Ⅱ(セーフティマネジメント)」などの看護の専門科目の開講に加え、「総合科目Ⅲ(ゼミナール)」、「総合科目Ⅳ(医用工学)」、「総合科目Ⅴ(臨床医学)」、「人間と環境」、「特別認定単位科目」などの医療の動向や社会からの要請を考慮した選択科目を加え、教育課程の充実を図っている。また、本学の特徴でもあり、理念・目的に対応した分野「赤十字・国際」についても、『赤十字概論』、『災害看護学』、『国際保健学』、『赤十字救護・援助法』、『赤十字とボランティア活動』、『赤十字と国際活動』、『赤十字健康生活支援法』の7科目が開講し、充実した教育内容となっている。(資料4-2-3、資料4-2-7)

②改善すべき事項

〈1〉看護学研究科

現在開講している共通科目の中で、ここ数年選択する学生がいないため休講となっている科目が幾つかある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

充実を図った教育課程は、適切にカリキュラム運営を行っていく。

特に「総合科目Ⅲ(ゼミナール)」は、主に基礎科学系の教員が担当しているが、看護系の担当教員を増やし、教育内容の充実を図っていく。

現在、平成28(2016)年度のカリキュラム改正に向けて、カリキュラム検討委員会で現在の教育課程の検証と改正案の検討を行っているが、教育課程の編成・実施方針に基づき検討を進めていく。

②改善すべき事項

〈1〉看護学研究科

より魅力的な共通科目を構築するために、共通科目の意義を含め、現代社会が看護職者に求めている内容とそれに相応しい科目名の見直しを進めていく。

4. 根拠資料

資料4-2-1 日本赤十字北海道看護大学大学学則(既出(1-1))

資料4-2-2 日本赤十字北海道看護大学大学院学則(既出(1-2))

資料4-2-3 日本赤十字北海道看護大学シラバス(既出(4-1-3))

資料4-2-4 日本赤十字北海道看護大学看護学研究科履修要項(既出(4-1-4))

- 資料 4-2-5 日本赤十字北海道看護大学学生便覧（既出(1-5)）
- 資料 4-2-6 ホームページ（カリキュラム・ポリシー）（既出(4-1-9)）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/cu_policy.html
- 資料 4-2-7 選択科目別履修登録者数

4-3 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か

〈1〉大学全体・看護学部

①教育目標の達成に向けた授業形態の採用 (資料 4-3-3)

講義、演習、実習の授業形態があり、看護学部のシラバスの項目「授業方法」に教育目標の達成に向けた各科目の授業形態を明示している。1 単位当たり講義は 15 時間、演習は 30 時間、実習は 45 時間として授業を運営しており、講義は原則として、1 学年一斉に実施し、演習・実習はその内容に合わせて 10 ～ 50 人のグループ単位の学生に対し、教員は複数回の授業、または複数の教員が関わって授業を実施している。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修科目登録の上限設定はしていない。

学習指導については、教務委員会および実習検討委員会が主体となって行っているが、教務委員長および学年担任による細やかな個別指導も実施している。

また、学生の質問や相談に応じるために教員全員がオフィスアワーを設定し、シラバスに明示している。

国家試験対策としては、国家試験対策委員会が中心となって 3 年生から模擬試験、補講の実施などを行っており、国家試験対策委員、学年担任、看護研究演習の担当教員による個別支援も行っている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

看護学部では、グループワーク、視聴覚教材の活用、OSCE(客観的臨床技能試験)、および少人数で学習し、協調性を養いながら特定のテーマについて深く理解を図る総合科目Ⅲ(ゼミナール)など多人数教育の中で、個々の学生の主体的な参加を促す方法で授業を実施している。

〈2〉看護学研究科

①教育目標の達成に向けた授業形態の採用 (資料 4-3-4)

授業形態は、看護学研究科の履修要項に明示されている。

特講科目では、講義またはプレゼンテーションおよびディスカッション等、演習科目は、フィールドでのデータ収集および分析・検討等、実習は臨地実習等、学生の主体性と自主性を重視した形態で授業が運営されている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

履修科目登録の上限設定はしていない。

本研究科では、社会人学生が多いことが特徴であるため、色々なパターンの履修モデルを提示し、各人に即した個別指導を行っている。また、学生の勤務の都合、遠方からの冬期間の通学等を考慮し、インターネットを利用した遠隔授業も導入した学習指導も実施し

ている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

看護学研究科では、教育目標の達成のために、教員からの一方的な講義だけではなく、大学院生自身によるプレゼンテーションやグループ討議などの演習形式を取り入れている。大学院生の主体性と自主性を重視した授業方法や学習指導を実践している。

④研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

研究指導にあたっては、入学時に学生ごとに担当指導教員を定め、担当指導教員と学生が相談しながら、コースワークとリサーチワークのバランスをとり、指導計画を立てている。研究計画書を作成する前に、専門科目の講義後に演習を行い、フィールドワークを経験することにより、研究の素地を身につけることができるよう工夫している。また、研究手順や研究倫理についても、小グループでまたは個別に指導にあたっている。

さらに、高度専門職業人としての臨床看護師、教育者、研究者と看護管理者の養成を目的に、分野や領域を越えて、合同演習を行っている。このような合同演習を通してお互いの専門性を理解し、討議する能力を磨く力を養っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

〈1〉大学全体・看護学部

①シラバス作成と内容の充実 (資料 4-3-3)

看護学部のシラバスは統一した様式で毎年度作成され、学生と教職員に配布し、ホームページにも掲載している。様式は見開きとなっており、左ページに授業科目、開講年次・学期、必修・選択、単位数・時間数、担当教員、研究室番号、内線番号、オフィスアワー、キーワード、学習目標、授業方法、評価の方法、教科書・参考書、メッセージ、右ページに全授業回数に対応した授業内容・担当教員名が記載されるようになっている。

②授業内容・方法とシラバスの整合性

シラバスの内容に基づいた授業が展開されている。

〈2〉看護学研究科

①シラバス作成と内容の充実 (資料 4-3-4)

看護学研究科の履修要項(シラバス)は授業科目ごとに、開講学年・時期、授業の目的と概要、授業の進め方、授業スケジュール、成績評価の方法と基準、オフィスアワーと連絡方法、受講上の注意事項などを記載するようにしている。また、全科目共通の様式を採用し、1年分を1冊の大学院履修要項として毎年度作成し、学生と教職員に配付し、本学ホームページにも掲載している。

②授業内容・方法とシラバスの整合性

シラバスの内容に基づいた授業が展開されている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

〈1〉大学全体・看護学部

①厳格な成績評価と評価過程（資料 4-3-3、資料 4-3-5、資料 4-3-6）

成績評価は、講義および演習科目の場合、前期および後期の終了時に、各科目担当教員の責任において行われる。担当教員は、シラバスに示された学習目標の到達度を、試験やレポート等に基づいて判断し、成績評価としている。その際、出席状況も重視され、3分の2以上の出席がないと定期試験の受験は認められない。

成績評価は、100点を満点として、A（100～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（60点以下）の4段階としている。Dは不合格とされる。

実習評価の評価基準は、先に示した講義・演習と同様であり、3分の2の出席が必要とされる。評価方法は、各領域の実習目標に基づき、実習での学習状況、記録物、レポート等多面的に評価をおこなっている。

成績の評価点のデータは、科目担当教員より電子媒体により学務支援課に提出され、作成された成績一覧表を科目担当教員が確認する。確認された成績評価は教務委員会において判定資料の作成および確認が行われ、最終的には教授会で承認される。

なお、本学の成績を含む学生の情報を管理するシステムは、情報の流出を防ぐためにネットワークには接続せず、外部からアクセスできない単独のシステムとして運用している。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

看護学部で開講される授業科目および各授業科目の開講年次、必修・選択および単位数は、学生便覧およびシラバスに明示されている。（資料 4-3-3、資料 4-3-5）

単位の認定については、「日本赤十字北海道看護大学学則」および「日本赤十字北海道看護大学履修規程」に基づき適切に行われている。（資料 4-3-1、資料 4-3-6）

③既修得単位認定の適切性（資料 4-3-1、資料 4-3-8）

本学学則には、「本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位（科目履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」とあり、その認定に関する事項は「日本赤十字北海道看護大学入学前の既修得単位等の認定に関する規程」で定められ、この規定に基づき適切に運用されている。

既修得単位の認定を希望する学生は、大学が指定する所定の期日までに、a. 既修得単位認定願、b. 成績証明書又はこれに代わる証明書等、c. 既修得単位の授業科目の内容を記載した授業概要等を提出し、当該科目担当教員の意見を参考にして教務委員会がその審査を行い、教授会の議を経て学長が認定を行っている。

〈2〉看護学研究科

①厳格な成績評価と評価過程（資料 4-3-4、資料 4-3-7）

成績評価にあたっては、成績評価の方法と基準について、授業開始時に説明している。

また成績評価の方法と基準は、履修要項にも明記して大学院生に示している。

看護学研究科も看護学部と同様に、研究科教務委員会を経て最終的に研究科委員会で各授業科目の成績が承認される。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

看護学研究科で開講される授業科目および各授業科目の必修・選択および単位数は、履修要項に明示されている。(資料 4-3-4)

単位の認定については、「日本赤十字北海道看護大学院学則」および「日本赤十字北海道看護大学院履修規程」に基づき適切に行われている。(資料 4-3-2、資料 4-3-7)

③既修得単位認定の適切性 (資料 4-3-2)

大学院学則には、「本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」とあり、この規定に基づき適切に運用されている。

研究科についても学部と同様の手続きを経て、当該科目担当教員の意見を参考にして研究科教務委員会がその審査を行い、研究科委員会の議を経て学長が認定を行っている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

〈1〉大学全体・看護学部

①授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

従前より、学生による授業評価を教務委員会が全科目で実施し、その集計結果は各科目の担当教員に通知している。この授業評価を次回以降の授業の改善に生かすために、担当教員は「1. 評価結果に対する受け止め」「2. 次回の授業に向けた具体策」という 2 項目で学生へのメッセージを提出し、評価結果とともに学内ホームページに掲載してきた。

平成 25(2013)年度からは、授業期間の中間で授業前半の評価を行い授業後半の改善に生かすために、質問は 5 項目と簡素化し、方法も授業期間の中間と最後の 2 回実施する方法に改めて実施している。(資料 4-3-9)

〈2〉看護学研究科

①授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

授業内容とその成果についての点検においては、研究科教務委員が授業の際に、大学院生の反応や意見などに耳を傾け、必要に応じて事実確認を行い、また教員の指導や授業展開について学生に聞き取りを行い、学生の意見が反映されるように対応している。

また、内容によっては、その状況について関係する教員に伝えるなど、研究科教務委員会において情報を収集し、随時検討して対応している。

学生による授業評価については、対象となる学生が少人数で特定されてしまうため、実

施するに至っていない。

2. 点検・評価

●基準4－3の充足状況

各授業科目は、教育目標の達成に向けた授業形態が設定され、OSCE(客観的臨床技能試験)、ゼミナール方式の授業、遠隔授業など授業方法も改善を図っている。

また、学習支援としては、国家試験対策も含め多くの教員が関わり支援を行い、毎年作成されるシラバスにはオフィスアワーが設定してある。

さらに、授業評価も中間で実施し、後半の授業改善に生かせるような方法に改善を図った。

成績評価も決められた手順に則り、厳格かつ適正に処理されていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

学生の学習支援は、多くの教員が関わって支援を行っている。とくに、国家試験対策においては、模擬試験、補講の実施に加え、担任、看護研究指導教員による支援により、看護師国家試験の合格率は、ほぼ100%を維持している。(資料4-3-10、資料4-3-11)

また、OSCE(客観的臨床技能試験)、少人数のゼミナール形式の授業等を実施し、学生の主体的参加を促している。

〈2〉看護学研究科

長期履修制度、昼夜開講、土曜日開講に加え、平成24(2012)年度から遠隔授業を実施している。本学は、北海道東部に位置する北見市にあるため、帯広市、釧路市などから通学する学生には大きな負担となっていた。社会人の学生が多い本研究科にとっては、学生確保の手段として有効な授業方法となっている。

②改善すべき事項

〈1〉看護学研究科

授業評価は、対象となる学生が少人数で特定されてしまうため、実施するに至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

学生への学習支援は継続して実施していく。

OSCE(客観的臨床技能試験)、ゼミナール形式の授業等については、評価を行い改善を加えていくとともに、定期的なカリキュラムの見直し、およびFD・SD推進委員会を中心に更なる授業方法の改善も検討していく。

〈2〉看護学研究科

現在、遠隔授業が実施できるのは一部の教員であるため、研修会の実施およびマニュアルの作成などにより、全教員が実施できる体制を構築する。

②改善すべき事項

〈1〉看護学研究科

少人数の学生でも実施できるような授業評価の項目・方法等を検討し、授業方法の改善を図っていく。

4. 根拠資料

- 資料 4-3-1 日本赤十字北海道看護大学大学学則（既出(1-1)）
- 資料 4-3-2 日本赤十字北海道看護大学大学院学則（既出(1-2)）
- 資料 4-3-3 日本赤十字北海道看護大学シラバス（既出(4-1-3)）
- 資料 4-3-4 日本赤十字北海道看護大学看護学研究科履修要項（既出(4-1-4)）
- 資料 4-3-5 日本赤十字北海道看護大学学生便覧（既出(1-5)）
- 資料 4-3-6 日本赤十字北海道看護大学履修規程
- 資料 4-3-7 日本赤十字北海道看護大学院履修規程
- 資料 4-3-8 入学前の既修得単位等の認定に関する規程
- 資料 4-3-9 授業評価の資料（既出(3-15)）
- 資料 4-3-10 国家試験対策の実施状況
- 資料 4-3-11 ホームページ（国家試験の合格状況）
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/faculty/shikaku.html>

4-4 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

〈1〉大学全体・看護学部

①学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

学生の学習成果を測定する評価指標の一つとして国家試験の合格率が上げられる。

本学の過去 5 年間の看護師国家試験合格率は、平成 20(2008)年度 99.1%、平成 21(2009)年度 100%、平成 22(2010)年度 100%、平成 23(2011)年度 98.2%、平成 24(2012)年度 100%と、ほぼ 100%の合格率を維持しており、一定の成果を上げている。

〈2〉看護学研究科

①学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

本大学院における教育成果の評価は、研究成果や修了後の評価によって判定してきた。

現在は、一定の評価を得ていると受け止めているが、客観的な評価尺度を使用していないため、今後は検討する必要がある。

〈1〉大学全体・看護学部 〈2〉看護学研究科

②学生の自己評価、卒業後の評価

学生の授業評価の項目に、a. 授業の出席状況、b. 学習態度、c. 事前・事後の自主的な学習、d. 学習意欲という項目があり、最も評価が低かったのは、事前・事後の自主学習であった。このことを踏まえて、今後の学習指導に反映していく。(資料 4-4-6)

卒業後の評価については、卒業生の約 7 割が赤十字施設に就職しており、施設の職員から勤務状況を聴取し、一定の評価を得ている。

また、学部および研究科の 1 期生が卒業して数年経過した現在、赤十字の国際医療派遣要員として海外で医療支援を行っている卒業生がいることや、卒業生 10 名が本学の教員として勤務していることなど、一定の成果を上げている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

〈1〉大学全体・看護学部

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性（資料 4-4-1、資料 4-4-3、資料 4-4-4）

本学学則には、「第 35 条 学生が本学を卒業するためには、本学に 4 年（再入学、編入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。」「第 38 条 学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する。」とあり、この規定に基づき適切に運用されている。

教務委員会において 4 年生全員の成績一覧表および卒業・修業判定資料を作成・確認を行い、その判定資料に基づき教授会において卒業要件を満たしているか判定を行い、要件を満たしている者に対して学長が学士の学位を授与する。

看護学部の卒業要件は、必修科目 112 単位(平成 22(2010)年以前の入学生は 117 単位)以上と選択科目 12 単位(平成 22(2010)年以前の入学生は 10 単位)以上を合わせた 124

単位(平成 22(2010)年以前の入学生は 127 単位)以上となっている。

平成 21(2009)年度より個々の学生の修学状況に応じて卒業認定を適切に行うために、前期卒業制度を導入した。4 年以上在学し、卒業要件を満たしている学生は、卒業を認めることが教授会で決定されている。

〈3〉看護学研究科

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性(資料 4-4-2、資料 4-4-3、資料 4-4-4)

本学大学院学則には「第 27 条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上(再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。)在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。」「第 30 条 修士課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。」とあり、この規定に基づき適切に運用されている。

学部と同様に、研究科においても平成 21(2009)年度より前期卒業制度が導入されている。

②学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(資料 4-4-3、資料 4-4-5)

本研究科においては、学位審査および最終試験等について内規を設けて対応している。

審査委員会は主査 1 名、副査 2 名とし、本大学院を担当する教授及び准教授で構成されている。客観性や公平性を確保する目的で、副査 2 名のうち少なくとも 1 名は他分野の教授及び准教授の中から選考している。

審査委員会は、論文及び最終試験により総合審査を行い、審査委員の合意によって可否の判定を行い、審査報告書を研究科委員会に提出する。

研究科委員会は審査報告書および研究科教務委員会で作成・確認された成績一覧表、修了判定資料に基づき課程修了の要件を満たしているか判定を行い、要件を満たしている者に対して修士の学位を授与する。

2. 点検・評価

●基準 4-4 の充足状況

学習成果の評価指標である看護師国家試験合格率は、ほぼ 100%の合格率を維持している。また、卒業生は、地域医療従事者、専門看護職者、教員・研究者と様々な形で社会に貢献している。

学位授与についても、関係規程に基づき適切に行われていることから、同基準はおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

個々の学生の修学状況に応じて適切な卒業・修了認定を行うために、学部、研究科ともに前期卒業制度を導入し、学生および保護者の精神的、経済的負担を軽減している。平成 24(2012)年度までに学部 3 名(平成 24(2012)年度 2 名、平成 21(2009)年度 1 名)、研究科 1

名（平成 22(2010)年度）の学生に対して、この制度を利用し、卒業・修了認定を行った。

②改善すべき事項

学習成果を測定するための評価指標については、学生の成績評価および国家試験合格率などがあるが、これだけでは学生の形成的評価が行えない。客観的な評価指標の検討が必要である。

また、研究科の学位授与についてのシステムは客観性と厳格性を確保しているが、論文及び最終試験に対する基準が曖昧であるため、現在、検討を行っている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

前期卒業生については、国家試験対策の学習支援を中心に行っているが、精神面、生活面の支援も必要になると思われるため、関係する委員会で具体的な支援を検討していく。

②改善すべき事項

学生の学習評価を測定するための客観的な評価指標の開発とその運用について、自己点検評価委員会を中心に検討を行う。

修士論文及び最終試験に対する基準が曖昧であるため、各審査委員により評価の視点が異なっている場合がみられたことから、基準の明確化と共通認識を得ることを目的に検討会を設けた。そのため、ある程度は基準を定めることができたが、修士論文と課題研究との評価基準を明確にするとともに、その公開についても検討が必要である。

4. 根拠資料

- 資料 4-4-1 日本赤十字北海道看護大学大学学則（既出(1-1)）
- 資料 4-4-2 日本赤十字北海道看護大学大学院学則（既出(1-2)）
- 資料 4-4-3 日本赤十字北海道看護大学学位規程
- 資料 4-4-4 看護学部及び看護学研究科における秋の卒業（修了）式の申し合わせ事項
- 資料 4-4-5 日本赤十字北海道看護大学大学院内規
- 資料 4-4-6 平成 24 年度授業評価結果一覧

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか

〈1〉大学全体

①求める学生像と入学時の学力・知識の内容や水準の明記

本学の教育理念は「建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護職者の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力の修得を目指す。また看護学の発展に貢献するとともに、国内外で活躍できる人材を育成する。」である。この理念に基づき看護学部および看護学研究科それぞれにアドミッション・ポリシーを定めている。

〈2〉看護学部（資料 5-1、資料 5-3、資料 5-4）

①求める学生像と入学時の学力・知識の内容や水準の明記

看護学部のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

- a. 赤十字の理念である人道に共感できる人
- b. 看護職を目指す明確な意志と実践活動への意欲がある人
- c. 人間、健康及び人々の生活に深い関心のある人
- d. 他者を尊重し、人との触れ合いができる人
- e. 自ら考え、自己の意見を表現できる人
- f. 新しい課題や問題解決に主体的に取り組む姿勢を備えた人

このアドミッション・ポリシーを本学のホームページで公開するとともに、大学案内パンフレットおよび学生募集要項にも掲載している。また、オープンキャンパス、進学相談会や高校訪問での説明時や本学見学者への対応時には生徒やその保護者、さらには高校教諭に説明し、周知している。

②障がいのある学生の受け入れ方針（資料 5-1）

本学の学生募集要項には、「身体に障害のある入学志願者で、受験上および修学上特別な配慮を必要とする可能性がある者は、出願する前に事前相談を行ってください」と明記している。しかしながら、これまでに受験上および修学上特別な配慮を必要とするような身体に障がいのある入学志願者からの相談はなかった。相談のあった場合は入学試験委員会、教務委員会および学生委員会において受け入れ環境を検討し、志願者に説明の上、意見を聞き、同意のもとで体制を整える。

〈3〉看護学研究科

①求める学生像と入学時の学力・知識の内容や水準の明記（資料 5-5）

看護学研究科のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

- a. 赤十字の理念である人道に共感できる人
- b. 人々の健康問題に深い関心を持ち、看護学を探究したい人
- c. 生命（いのち）に対して豊かな感性を有し、助産学を探究したい人

d. 環境問題に深い関心を持ち、災害看護学を探究したい人

看護学研究科のアドミッション・ポリシーはホームページで公開し、大学院説明会、病院・施設訪問等の機会にも志願者等に説明を行い、周知を図っている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか

〈1〉大学全体・看護学部

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

教育理念に基づくアドミッション・ポリシーを周知して学生を募集し、かつそれを理解する学生を選抜するために入学試験委員会が中心になり、学生委員会、教務委員会や広報委員会との連携のもとで、最終的には教授会の議を経て学生募集の全学的な取り組みとして以下の5つの事業を行っている。

a. オープンキャンパス (表 5-1)

オープンキャンパスは平成 18(2006)年度からは年 2 回開催している。開催にあたり講堂では全員を集めてアドミッション・ポリシーの説明、入学試験の概要、教育課程や学生生活を中心にした大学の紹介を行っている。学内各所に説明のために教職員およびボランティア学生を配置して、自由に学内を見学する参加者に十分に説明できる体制をとっている。

表5-1 オープンキャンパス参加者数

年度	第1回			第2回			合計		
	高校生	教員・父母等	合計	高校生	教員・父母等	合計	高校生	教員・父母等	合計
平成18年度	80	35	115	43	15	58	123	50	173
平成19年度	96	28	124	43	21	64	139	49	188
平成20年度	94	30	124	75	29	104	169	59	228
平成21年度	116	41	157	70	29	99	186	70	256
平成22年度	132	40	172	144	36	180	276	76	352
平成23年度	144	55	199	149	60	209	293	115	408
平成24年度	150	51	201	126	65	191	276	116	392

b. 進学相談会 (資料 5-6)

本学の教員と学生支援課職員が道内7カ所で春と秋に開催される進学説明・相談会において、本学の教育理念とアドミッション・ポリシー、入学試験概要、大学生活、奨学金などについて高校生、高校教員や保護者に説明し、質問に応じている。なお、進学相談会には高校3年生のみならず、高校1・2年生も参加している。進路をまだ確定していない高校1・2年生には看護職という仕事や求められる資質などについて説明している。

c. 高校訪問 (表 5-2)

入学試験委員会の構成員である教員と一部は高校訪問の経験を有する教員が全道各地の高校を訪問して、進路指導担当の高校教諭に本学の教育理念とアドミッション・ポリシー、入学試験概要、大学生活、奨学金などについて説明している。

表5-2 年度別・圏域別・高校訪問数等

圏域	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	高校	予備校	高校	予備校	高校	予備校	高校	予備校	高校	予備校	高校	予備校	高校	予備校
石狩支庁	7	5	23	5	21	5	25	5	26	4	33	5	32	5
後志支庁					2		2		2		2		2	
上川支庁	14		10		14		13		13		15		13	
宗谷支庁														
留萌支庁					1		1				1		1	
檜山支庁							1		1		1		1	
渡島支庁					5		4		6		5		6	
空知支庁	3		2		3		5		3		5		5	
胆振支庁	5		5		5		6		4		4		4	
日高支庁														
十勝支庁	4		4		9		6		6		8		7	
釧路支庁	7		5		9		7		6		6		6	
根室支庁	1				1		1		1		1		2	
網走支庁	10		11		16		14		13		18		18	
(内北見)	4		4		4		5		5		5		6	
合計	51	5	60	5	86	5	85	5	81	4	99	5	96	5

d. ホームページ（資料 5-8）

本学ホームページは「大学案内」、「学部紹介」、「入試情報」、「キャンパスライフ」などから構成されている。「入試情報」では学生募集要項の内容（入試日程、選抜方法、試験場案内）と入学試験の実施結果、オープンキャンパスや進学相談会の日程や学納金について情報を提供している。なお、平成 25(2013)年 4 月にホームページは全面改定している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーを理解し共鳴する学生を合格させるべく、推薦入学試験、社会人入学試験、一般入学試験と大学入試センター試験利用入学試験により行っている。なお、平成 25(2013)年度入学生の入学試験から一般入学試験を前期と後期に分けて実施している。

各入学試験の概要は、以下の通りである。（資料 5-1、資料 5-8）

a. 推薦入学試験

指定校推薦と公募推薦により実施している。いずれの志願者も本学において優秀な学習成果をあげることが期待できると高等学校長が推薦したものである。指定校推薦は募集人員を 10 名、公募推薦は 35 名とし、いずれも専願として選抜している。

試験科目は小論文と面接から成る。試験会場は北見に加えて、受験生の利便性に配慮して札幌にも設けている。平成 25 年度入学試験からは試験中の情報漏洩を防止する観点から試験前に携帯電話などの通信機器を預かり、試験中は通信機器の使用を禁止している。

b. 社会人入学試験

生涯学習の推進と社会人の若年層に与える教育効果を重視する観点から、平成 17(2005)年度から募集定員を若干名として実施している。出願資格は (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業後、入学時に 3 年以上の社会人経験がある者、(2) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格後(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)、入学時に 3 年以上の社会人経験がある者、(3) 大学を卒業した者及び大学を当該年度 3 月卒業見込みの者とし、小論文と面接により選抜している。試験会場は受験者数と募集定員を考慮して北見のみとしている。

c. 一般入学試験（前期および後期）

平成 25(2013)年度入学試験から前期日程と後期日程に分けて、一般入学試験を実施している。これは受験機会の多様化を狙ったものである。募集定員を 45 名

（前期 40 名、後期 5 名）とし、試験科目は、前期が外国語（英語Ⅰ、英語Ⅱ、リーディング）、数学・理科（3 科目（数学Ⅰ・数学A、化学Ⅰ、生物Ⅰ）から 1 科目選択）と小論文、後期は外国語（英語Ⅰ、英語Ⅱ、リーディング）と小論文である。試験会場は北見、釧路、帯広、旭川、札幌、函館と東京に設け、受験生に便宜を図っている。また、後期の試験会場を北見と札幌の 2 カ所で実施している。

d. 大学入試センター試験利用入学試験

募集定員を 10 名とし、大学入試センター試験の得点を合否判定に用いて実施する。

すなわち本学独自の個別学力試験は行わない。入学者選抜は、当該年度の大学入試センター試験（外国語、国語、選択 1 科目（数学、化学、生物））の成績を利用している。

入学者選抜方法および合否判定は入学試験委員会で検討して案を作成し、教授会に諮り、決定している。面接委員、問題作成委員、小論文出題委員と小論文採点委員を学長が委嘱するが、非公開としている。

小論文の試験問題はアドミッション・ポリシーに則っているかを中心に学長、入学試験委員長及び小論文出題者の責任者との協議により決定する。採点は問題を作成した出題委員と受験人数がおおむね 100 名を超えるときは 3 名の採点委員を加えて行う。相互に干渉しないように平行して採点し、その平均値を最終的な点数とする。

また、他の試験科目の問題についても学長より委嘱された問題作成委員により作成され、採点も問題作成委員に委嘱している。問題作成委員は試験日当日、本学で待機して受験生からの質問にいつでも答えられる体制をとっている。

面接は担当する教授会構成員を中心とした教員には事前に説明会を行い、評価項目や採点方法を統一するように心がけている。また、受験者に無用な圧力を感じさせないように配慮するなど面接に臨む態度を学内で統一し、さらにマニュアル（説明書）を作成し、面接委員には当日までに内容を確認するよう指示している。面接は評価項目に従って面接委員の平均値を最終的な点数としている。なお、面接担当グループ間で得点平均値に 10 点以上の差がある場合は調整することとしているが、発動したことはない。

いずれの入学試験についても合否判定資料には氏名を掲載せず、個人が特定されないことがないように処理している。入学試験担当課長と入学試験委員長および入学試験委員長が指名した入学試験委員の 3 名が入力された内容を三重に確認を行っている。入学判定資料に基づき、入学試験委員会で合否ライン案を作成し、教授会において合否ラインを決定する。

合格者発表は入試担当課職員と入学試験委員長の 3 名体制の下で確認し、発表を行っている。

以上のように、看護学部の学生募集および入学者選抜は、適切に実施されている。

②入学者選抜方法において透明性を確保するための処置の適切性

看護学部では入学者が確定後、志願者数、受験者数、合格者数、実質倍率、入学者数をホームページで公開している。(資料 5-9)

また、一般入学試験の成績について、受験者本人の申請に基づき開示することを学生募集要項に記載し、受験者に周知している。(資料 5-1)

〈2〉看護学研究科

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

看護学研究科では研究科入学試験委員会を中心に研究科広報委員会と連携して学生募集を行っている。

具体的には、大学院案内パンフレットおよび大学院学生募集要項を用いて大学院説明会および大学祭、オープンキャンパスの大学院進学相談コーナー等で、志願者へ本研究科の理念とアドミッション・ポリシー、研究科の概要、入学試験の概要等の説明などを実施している。さらに本研究科への理解を深め、進学予定者への啓発の機会とするために、在学生への大学院説明会、同窓会での大学院説明会の実施等で在学生および卒業生への情報提供、北見市を含む道東地域(帯広・釧路・紋別他)の主要な病院・施設訪問等を実施している。

また、近年は、大学ホームページの内容が入試の情報源になっていることから、大学院担当教員の研究テーマをホームページ上に掲載し、専攻する研究内容について直に相談できる案内の記載となっている。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーを理解し高度な専門知識の習得を目指す学生のために、推薦入学試験、一般入学試験(前期・後期)により行っており、出願資格は4年制大学を卒業していることが原則となっているが、出願資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達している場合は、出願が可能となっている。(資料 5-2、資料 5-7)

また、以下のいずれかの条件を満たし、22歳に達している者は、大学を卒業した者と同等の資格があると見なし、出願資格審査を免除している。

- a. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条もしくは第3条の養成所を修了し、保健師もしくは助産師の資格を有する者。
- b. 看護教員養成課程(厚生労働省、日本看護協会、都道府県など公共またはそれと同等となる機関の6ヵ月以上の研修学校)を修了した者。
- c. 認定看護師もしくは認定看護管理者の資格を取得した者。
- d. 看護系短期大学、専修学校、各種学校、高等学校専攻科の卒業生で看護師資格を有し、5年以上の看護師の実務経験を有する者。

なお、出願を希望する場合は、あらかじめ志望する分野の指導担当教員と面談することを学生募集要項に明記している。

推薦入学試験は、学部卒業生および社会人の志願者が多くの受験機会を得られるよう平成21年度から実施している。入学試験の科目は小論文と面接の2科目で、本学を会場に実施している。

一般入学試験は前期・後期の 2 回とし、試験科目は入学を希望する看護学領域の専門科目と面接の 2 科目で、本学を会場に実施している。

入学試験に関する事項は研究科入学試験委員会において審議し、研究科委員会で決定している。また選抜試験ごとに、全教員の共通理解を図り、入学試験の実施に当たっては、入学試験実施要項、試験監督要領、面接要領を作成するなど看護学部と同様に受験生に対して公正に実施できるように配慮している。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

〈1〉大学全体・看護学部

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

(大学基礎データ 表 3、大学基礎データ 表 4)

看護学部の収容定員 400 名に対し、平成 25(2013)年 5 月 1 日現在で在籍している学生数が 432 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.08 となっている。

また、入学定員に対する入学者比率は過去 5 年間の平均が 1.09 となっており、適切に推移している。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

(大学基礎データ 表 3、大学基礎データ 表 4)

看護学部の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.08 となっており、過剰・未充足に関する対応は必要とされていない。

また、看護学部のカリキュラムでは数多くの施設で臨地実習を実施しているため、過剰な定員超過は実習の実施に支障があるが、10 %以下の定員超過であれば十分対応が可能である。

なお、在籍学生数は定期的に教授会において報告・検討されており、学生数の過剰・未充足については適切に管理されている。

〈2〉看護学研究科

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

(大学基礎データ 表 3、大学基礎データ 表 4)

看護学研究科の収容定員 32 名に対し、平成 25(2013)年 5 月 1 日現在で在籍している学生数が 25 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.78 となっている。

また、入学定員に対する入学者比率は過去 5 年間の平均が 0.64 となっている。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 (大学基礎データ 表 3)

看護学研究科の在籍学生数は研究科委員会において定期的に報告・検討されている。

入学試験は原則として年 2 回実施しているが、定員に満たない場合は 3 月に追加募集を実施している。しかし、平成 23(2011)年度は 3 名、平成 24(2012)年度は 7 名と定員(16 名)を大きく下回っていたため、平成 25(2013)年度の入学者確保に向けて例年実施して

いる大学院説明会に加え、大学祭、オープンキャンパスの大学院進学相談コーナー等で大学院の説明会を実施した。さらに在学生への大学院説明会、同窓会での大学院説明会の実施、北見市を含む道東地域（帯広・釧路・紋別他）の主要な病院・施設訪問等を実施した結果、17名の入学者（入学者比率は1.06）を確保することができた。

（４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

〈１〉大学全体・看護学部

看護学部の学生募集および入学者選抜についての検証は、入学試験委員会が担当している。委員会は、年間15回程度開催されている。

入学試験委員会では、オープンキャンパスで参加者にアンケートの記載を依頼して次年度以降のプログラム作成や事業評価の参考にしている。また、高校訪問のときにはアドミッション・ポリシーの説明や入学試験の説明のみならず、学生募集全体について進路指導を担当する高校教諭から直接意見をいただくように心がけており、その情報をフィードバックして次年度以降のプログラム構成に役立てている。

入学者選抜についてはいくつかの観点から継続して分析を行っている。入学試験科目については、それぞれ平均点、標準偏差、最高点・最低点などの統計値を求め、教授会で報告するとともに問題作成者にフィードバックしている。また受験者、合格者、入学者については年度ごとに入学試験種別出身地域別の人数を出して、本学受験生の傾向を分析して次年度以降の学生募集のあり方を考えるための資料としている。

〈２〉看護学研究科

看護学研究科の学生募集および入学者選抜についての検証は、研究科入学試験委員会が担当している。委員会は、概ね毎月開催されている。

学生募集については、志願者へ本研究科の理念とアドミッション・ポリシー、研究科の概要、入学試験の概要等を広く周知する方策を検討し、実施している。また、入学者選抜についても入学生の大部分が社会人であることを考慮し、検証を行い選抜方法の改善を図っている。

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

本学は、理念に基づき、目的を達成するために定められたアドミッション・ポリシーを周知して、学生募集を行っている。入学者の選抜にあたっては推薦入試、社会人入試、大学入試センター試験利用入試と一般入試の4つの枠で受験生を選抜しており、アドミッション・ポリシーに適合、多彩な能力と個性を有する学生が入学している。

看護学部の収容定員に対する在籍学生数比率も適切に推移しており、入学者が定員を下回っていた看護学研究科についても、平成25(2013)年度には定員を満たす入学者を確保できた。

また、入学者選抜が公平かつ適正に実施されているか、入学試験委員会および研究科入

学試験委員会において定期的に検証し、改善を図っていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

アドミッション・ポリシーを策定してからは進学相談会、高校訪問やオープンキャンパスなどの機会に受験を予定する生徒、保護者や高校教諭に説明している。またホームページや大学案内パンフレットにも記載して周知を図っているので広報という観点からはおおむね問題はない。また、実際に多くの学生が赤十字の理念のもとに設立された大学であることを入学後も意識し、6・7割の卒業生が赤十字病院に就職していることからそれが明らかである。

また、平成25(2013)年度から導入した入学前学習については、対象者全員が取り組み、多くの学生が肯定的なコメントを寄せていたことから、初めての取り組みとしては想定以上の成果が得られた。

〈2〉看護学研究科

看護学研究科では学士を有しない者に対しても、個別に資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合は、受験の機会を与えている。

また、学生が仕事と勉学や研究を両立させる意味で、本学では授業を夜間・休日も開講している。さらに2年間で単位修得が難しい場合には、長期履修制度があり、3年間で単位を修得することを可能としたことなどにより社会人が学びやすい環境となっている。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

オホーツク地域の高校生で私立大学看護学部を志す学生のほとんどが本学を受験していると進路指導担当教諭から情報を得ており、この地域での学生募集についてはおおむね問題はないと認識している。ただ、今後の人口推移等を勘案するとオホーツクから離れた地域の学生をいかに集めるかは課題である。

〈2〉看護学研究科

入学者選抜に関しては研究科担当教員で構成される研究科入学試験委員会が企画・実施し、入学試験広報活動は、研究科広報委員会と連携して広報活動を行っている。

看護学研究科では推薦入試、一般入試の前期と後期、そして後期・二次募集を実施したことにより複数の受験機会ができ、さらに英語の科目を受験科目から外したことで、受験しやすくなり志願者増が期待できる。しかしながら、志願者数は安定していないため、安定的な志願者の確保を考えて、その方策を検討する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

アドミッション・ポリシー等の本学の情報は、既にホームページや大学案内パンフレットで周知しているが、ソーシャルネットワークサービス（SNS）の利用が生徒の間で急速に増加していることを鑑み、SNS を利用した情報発信を引き続き、検討していく。（資料 5-10）

また、一般入学試験を前期・後期制に変更したことは、2～3年経過したところで評価が必要である。入学倍率の変化や入学後の成績を検討して評価していかなければならないと考えるので、入学試験委員会で評価方法を策定し、評価・改善を実施する。

入学前学習については、推薦入学試験により入学した学生が課題への取り組みをどのように受け入れているかとともに、入学後の成績や学習意欲などの分析を積み重ねて評価していかなければならない。また、学部教育との連携について、教務委員会やカリキュラム検討委員会との議論を深める。

〈2〉看護学研究科

本学の立地条件を踏まえ、現在遠隔での授業実施を試行しているが、これをシステム化してより学びやすい環境を整備する。また同時に長期履修制度も3年間から4年間への延長を検討する。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

看護学部では、オホーツク圏域外からの受験生を増やすため、同時に赤十字の理念の啓蒙を行い赤十字への理解を深め、志願者増に繋がる広報の充実に努める。

加えて受験生および入学者の地域特性や成績、入学試験結果と入学後の成績の関係などを継続的に分析して学生募集や入学者選抜の方法を改善する努力を続けていく。

〈2〉看護学研究科

研究科入学試験委員会では、例年実施している大学院説明会に加え、在学生及び同窓会を利用した卒業生を対象とする個別の大学院説明会、さらに北見市を含む道東地域（帯広・釧路・紋別他）の主要な病院・施設訪問等を実施してきたが、今後の安定的な志願者の確保を考えて、研究科入学試験委員会、研究科広報委員会が連携して志願者の確保を検討し、実施していく。

4. 根拠資料

資料 5-1 日本赤十字北海道看護大学学生募集要項

資料 5-2 日本赤十字北海道看護大学大学院学生募集要項

資料 5-3 日本赤十字北海道看護大学案内パンフレット（既出(1-3)）

資料 5-4 ホームページ（学部アドミッション・ポリシー）

- 資料 5-5 http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/ad_policy.html
ホームページ（大学院アドミッション・ポリシー）
- 資料 5-6 <http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/graduate/goal.html>
進学相談会の開催状況および高校等主催の進学相談会について
- 資料 5-7 <http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/admissions/pdf/graduate/syutsugansikaku.pdf>
ホームページ（大学院出願資格）
- 資料 5-8 <http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/admissions/index.php>
ホームページ（入試情報）
- 資料 5-9 <http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/admissions/results.html>
ホームページ（入学試験実施結果）
- 資料 5-10 平成 25 年度オープンキャンパスアンケート集計結果

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

①学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

本学の学生支援を担当する学生委員会では以下のような方針および具体的な目標を定めている。

(学生支援に関する方針)

学生が充実した大学生活を過ごせるように、学生の福利厚生及び課外活動などの生活環境を整えるとともに、就職・進学を支援するための体制を整備し支援する。

(看護学部における具体的目標)

- a. 毎年、満足度調査を行い、4年に1回は質問項目を多くした内容としている。この調査で得られた学生のニーズを踏まえ学生生活の支援の在り方を検討する。
- b. 意見箱などにおいて学生の希望や苦情をきく体制を整備する。
- c. キャンパス・ハラスメント防止対策委員会と連携し、アカデミックハラスメントを防止するための対策を実施する。
- d. 学生の就職・進学に向けた支援の充実を図る。
- e. 学生に対する経済的支援を行うために、各奨学金制度について学生に情報提供を行う。
- f. インフルエンザなどの感染症防止に向けて、教員間の連携を図りながら、学生に対する健康教育を実施する。
- g. 学生の身心両面のケアを行うために、学校医による健康相談及びカウンセラーによる相談を実施する。
- h. 学生自治会活動の活発化に向けて側面的に支援する。
- i. 卒業生に対する継続教育を実施する。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

①留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

開学当初から、学年担任を3名配置していたが、平成22(2010)年度より各学年担任を4名に増員し、きめ細かい修学支援ができるように相談体制を充実させている。年間1～2回全学生に対する個人面談を行うとともに、随時学生の相談に対応している。(資料6-1)

留年者および休・退学者への対応についても基本的には担任が窓口となり学生の個別の状況を把握し、助言、指導を行っている。

また、年度初めに保護者宛に前年度までの成績を送付し、学生の修学状況を伝えるとともに、保護者懇談会では担任と保護者が面談できる場を設定し、担任と保護者が連携し、留年および休・退学が未然に対処できるよう配慮している。(表6-1)

表6-1 退学者数

学部	学科	2010年度					2011年度					2012年度				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
看護学部	看護学科		3	2	3	8	1	3		3	7	2	4	4		10
合 計			3	2	3	8	1	3		3	7	2	4	4		10

②補習・補充教育に関する支援体制とその実施

4年生の国家試験対策として模擬試験の実施に加え、8月から2月上旬までの期間で90コマの補講を実施し、資格取得のための支援を行っている。この補講は、国家試験対策委員会が中心となって企画し、全教員が分担して担当している。また、全教員がオフィスアワーを周知し、必要時に個別補修を行っている。(資料6-2)

③障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障がいのある学生に対する修学支援は、開学以来在籍した実績がないため、障がい者用トイレ、エレベーターの設置などにとどまり、修学支援措置は行っていない。

④奨学金等の経済的支援措置の適切性

看護学部の奨学金制度は次のものがある。(資料6-3)

- a. 日本赤十字社奨学金：日本赤十字社都道府県支部・赤十字病院奨学金、日本赤十字社看護師同方会奨学金
- b. 北見市：北見市大学生奨学金
- c. 学外奨学金：日本学生支援機構奨学金、北海道看護職員養成修学資金、北海道看護協会奨学金、地方公共団体奨学金、民間団体奨学金

受給が最も多いのは、日本赤十字社関連の奨学金である。中でも日本赤十字社奨学金は、卒業後に赤十字病院で勤務することを希望する学生に、日本赤十字社の各都道府県支部や病院が奨学金を貸与するものである。平成24(2012)年度において在籍学生432名中、276名(63.9%)が日本赤十字社北海道支部奨学金を受給している。貸与額は60万円～120万円の幅があり、卒業後奨学金貸与年数を勤務すると返還が免除される。

日本学生支援機構の受給割合は、平成24(2012)年度は、第1種・第2種合計で58.3%の学生が受給している。日本学生支援機構からの本学割り当て予定数が毎年決められることから、受給数は横ばいである。

学生に対する奨学金などに関する情報提供は、学内掲示、オープンキャンパス、奨学金説明会などで行っている。特に受給者が多い日本赤十字社北海道支部奨学金については、毎年、入学式直後に奨学金説明会を開催し、学生が直接病院関係者から情報を得る機会を設けており、学生支援課や担任が、随時個別相談にも応じている。また、学生に十分に検討する時間を与えるために、平成26(2014)年度からは応募締め切りを5月上旬にすることとした。

さらに、一般入学試験(前期)の成績が優秀な学生2名に対し、特待生として初年度の年間授業料の半額を免除し、入学後の成績が優秀な2年次以降の学生に対して年間の授

業料を一部免除する特待生制度も設けている。(資料 6-4、資料 6-5、資料 6-6)

看護学研究科における奨学金制度には、日本学生支援機構奨学金、日本赤十字社看護師同方会奨学金がある。

奨学金制度については、各指導教員から説明するとともに、掲示などで周知を徹底していることもあり、受給者数は増加傾向にある。(資料 6-3)

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか

①心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

学生への健康管理は、学生委員会が所管し、実際的対応は学校医と心理相談員が担っている。学校医が毎週「健康相談室」を開設し、また、心理的支援については非常勤の心理相談員による「学生相談室」を開設している。

a. 定期健康診断

学校安全保健法による定期健康診断は、医療法人社団慶友会「健康相談センター旭川センター」に委託し実施している。

平成 24(2012)年度健康診断は、対象者 433 名中 432 名が受診し受診率は 99.8 %であった。

健康診断の結果、再検査を必要とする者は 19 名(1 年生 5 名、2 年生 5 名、3 年生 5 名、4 年生 4 名)であり、ほとんどの学生が血圧異常または血液一般の異常値であった。健康診断の結果、事後指導が必要な学生に対して、学校医が個別面接を行い医療機関受診の勧奨や個別指導を実施している。

b. 健康相談室(表 6-2)

平成 24(2012)年度健康相談室の学生利用は 51 件あり、時期的には 5 月が多かったが、それは健康診断後の個別指導のためである。

表6-2 健康相談室利用状況 平成22年度～平成24年度

施設の名称	専任 スタッフ 数	非常勤 スタッフ 数	週当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間	年間相談件数			備 考
						平成22年度	平成23年度	平成24年度	
健康相談室	1		1	約40	12:00 ~ 13:00	64	35	51	医師

c. 体調不良時の保健室利用

学生の体調不良時には、学校医または学生委員会委員が一時的な応急処置を行っている。平成 24(2012)年度の保健室の学生利用は 13 件であった。

d. 感染症対策

インフルエンザ対策では、冬季前にインフルエンザの予防接種費用を大学負担として推奨している。また、大学玄関にはアルコールジェル、スプレーを置き、手指消毒を促している。さらにマスクや体温計の業者販売を行うとともに、学校医や担任より咳エチケットなどの健康教育を行っている。学校医より全教職員にインフルエンザの症状等々の情報を提供し、全学的に予防活動を徹底している。

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎については、健康診断時の採血で抗体価を測定し、1 年次の実習までに抗体を獲得できるように低抗体価の者には、予防接種を受け

るように指導している。

なお、感染症罹患者が発生した場合には潜伏期の感染拡大を考慮して、接触者に指示を出している。また罹患者が復帰する時期は学校医が判断している。

e. 学生相談（心の健康相談）制度（表 6-3）

学生相談（心の健康相談）は、平成 19(2007)年度に開始し、平成 20(2008)年度から 2 名体制としている。平成 25(2013)年 1 月から開設回数を増やし、学生へのサポート体制の充実を図ったところである。精神面での問題を抱えている学生に対して、必要時学校医が調整役を担い担任などとの連携を図りながら継続的に支援している。

平成 24 年度学生相談室利用状況は、述べ数 39 件であった。

表6-3 学生相談室利用状況 平成22年度～平成24年度

施設の名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	週当たり開室日数	年間開室日数	開室時間	年間相談件数			備考
						平成22年度	平成23年度	平成24年度	
学生相談室		2	1.5	約60	10:30 ~ 12:00 13:00 ~ 18:00	36	37	39	臨床心理士 看護師

f. 学生生活実態・満足度調査（資料 6-7）

学生の満足度やニーズを踏まえて大学における環境整備や生活指導を実施するために、毎年の調査に加え、4 年毎に大規模調査を実施している。平成 24(2012)年度は、424 名を対象として、「自動車運転中のヒヤリ・ハットの経験」「災害の備え」などの新たな内容を加え、81 項目からなる大規模調査を実施した。回答数は 261 名であり、回答率は 61.6 %であった。調査結果、「自動車運転中のヒヤリ・ハットの経験」があったと回答した学生は 34.1 %であった。また、メンタル面においては「悩んでいることがある」と回答した学生は 75 %に達しており、前回調査と比較して 25 %増加している。悩みの理由として「看護師としての適正」「学業成績」「将来の進路や就職」が多かった。調査結果については「2012 年度学生生活実態・満足度調査報告書」として冊子にまとめ全教職員に配付し、学生の生活・修学支援に活用している。

g. 課外活動（表 6-6）

本学の課外活動は、平成 24(2012)年度に新たに「災害beatS研究会」及び「いきたん」の 2 団体が設立された。平成 24(2012)年度末現在、表 6-4 のとおり 20 団体あり、活発に活動されている。

学生自治会活動については、主体的に活動する学生が減少傾向にある。

表6-4 平成24年度 学生課外活動団体

1	バドミントン	11	吹奏楽部
2	写真部	12	軽音楽部
3	ボランティアサークル	13	ソフトテニス
4	茶道部	14	ウィンタースポーツ部
5	ソフトバレー	15	CAM研究会
6	バレーボール部	16	卓球部
7	ソフトボール部	17	男子バスケットボール部
8	女子バスケットボール部	18	アウトドアサークル
9	サッカー部	19	災害beatS研究会
10	ピアッ子サークル	20	いきたん

②ハラスメント防止のための措置（資料 6-8、資料 6-9）

本学では平成 16(2004)年度にセクシャルハラスメントに関する規定を制定し、セクシャルハラスメント防止対策委員会を立ち上げ予防体制を整えた。平成 20(2008)年度には、「パワーハラスメント」「アカデミックハラスメント」「セクシャルハラスメント」を含めた「キャンパスハラスメント防止対策委員会」とし、大学内でのあらゆるハラスメントに対応することとした。

学生や教員への周知は、4月のガイダンスに予防活動を実施するとともに、学内掲示により相談員名の周知を図っている。また、ハラスメント防止のリーフレットを作成し教職員と学生全員に配布している。

（４）学生の進路支援は適切に行われているか

①進路選択に係わる指導・ガイダンスの実施

②キャリア支援に関する組織体制の整備

進路支援は、3・4年次生を対象に進路希望調査を行い、必要者には学生委員や担任が進路相談を実施している。4月には4年生を対象に「就職活動に向けて就職先の選び方」「就職活動のスケジュール」など就職活動の具体的な進め方についてガイダンスを実施している。また、全学生を対象に、北海道内外の赤十字病院のみならず、大学病院・民間病院も含めた合同就職説明会を実施しており、学生にとって情報を得る機会となっている。食堂横には就職情報コーナーを設置し、就職や進学に関連物や病院からの求人票を整理し学生が自由に閲覧できるように環境を整えている。

その他、外部講師を招いて社会人としてのマナーを身につける「就職支援講座」等も学内で実施している。

国家試験対策としては模擬試験および補講を実施し、看護師国家試験はほぼ 100%の合格率を維持している。

また、看護開発センターでは卒業生への継続教育を実施しており、平成 19(2007)年度より「保健師キャリアアップ研修会」を本学と札幌サテライトで年 5 回、平成 24(2012)年度は「卒後教育シリーズ、新人看護師の技術のスキルアップ」を本学で実施し、卒業生の支援も継続して実施している。

2. 点検・評価

●基準 6 の充足状況

本学では学生委員会が中心となって方針および目標に基づき学生支援を行っている。

各学年担任を 4 名に増員し、きめ細かい修学支援ができるように相談体制を充実させており、国家試験対策として模擬試験、補講を実施し、看護師国家試験はほぼ 100%の合格率を維持している。

本学の特徴である日本赤十字社関連の奨学金も含め、充実した奨学金制度を提供し、健康支援については学校医を中心に適切に実行され、ハラスメントを防止するために委員会を設置して予防体制を整えている。

また、学生生活実態・満足度調査を実施し、その結果を踏まえて学生の生活支援の改善

を図っている。さらに進路支援においては合同就職説明会、就職支援講座等を開催するとともに、卒業生にも継続して支援を行っており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学の特徴として日本赤十字社関連の奨学金があり、学生が利用できる奨学金の種類が多く、経済的支援が充実している。日本赤十字社北海道支部の奨学金貸与者が増加傾向にあることは、本学で学んだ赤十字の理念を地元の病院で生かしたいと考える学生の増加の現れであると考え評価できる。(資料 6-3)

学生生活実態・満足度調査を実施し、学生の生活実態、大学の満足度、学生の要望を把握できる有効な資料となっている。要望事項については関係部署で検討し可能な限り改善を図り、その対応をまとめ学内ホームページで公開している。(資料 6-10)

また、国家試験対策として、国家試験対策委員会を中心に実施している模擬試験、補講に加え、看護研究演習(卒業研究)の担当教員による個別の指導もあり、看護師国家試験がほぼ 100%の合格率で推移していることは効果が上がっていると捉えている。(資料 6-2、資料 6-11)

②改善すべき事項

学生への健康支援は学校医を中心に組織的に適切に行われているが、学生生活実態・満足度調査の結果にもあるようにメンタルの問題を抱える学生が増加してきているため、相談体制などのさらなる充実が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学の学生が利用できる数多くの奨学金制度については、今後もさらに充実できるように関係機関に働きかけを行っていく。しかし、明確な将来像を描けない入学直後に、一定期間の勤務により返還免除となる奨学金貸与を決定することの難しさや、高額な返還が勤務後に課せられることは、機会ある毎に理解を得られるように説明しなければならない。

学生生活実態・満足度調査により得られた回答には、検討を行い改善を図っている。

国家試験対策として、教員全員が分担して補講を行っており、内容も充実し効果が上がっているため今後も継続して実施していく。しかし、最終的には学生自らの学習意欲をどのように促すかが問題となる。このことは、国家試験を控えた 4 年生だけではなく、学生全員に共通する問題と思われる。いかに自ら学ぶ学生を育成していくか、大学全体で検討を重ねていく。

②改善すべき事項

学生相談(心の健康相談)は、平成 25(2013)年 1 月から開設回数を増やし、学生へのサポート体制の充実を図っており、希望があれば休日(土曜日)も対応している。心の健康相談の日程や時間帯などについて学生へさらに周知していくとともに、担任が実習担当教員・他の教員との連携を密接に図り、個々の学生に対して支援を行っていくシステムを構

築する。

4. 根拠資料

- 資料 6-1 日本赤十字北海道看護大学学年担任に関する内規
- 資料 6-2 国家試験対策の実施状況（既出(4-3-10)）
- 資料 6-3 奨学金給付・貸与状況
- 資料 6-4 日本赤十字北海道看護大学特待生規程
- 資料 6-5 日本赤十字北海道看護大学学生表彰規程
- 資料 6-6 日本赤十字北海道看護大学学生表彰規程内規
- 資料 6-7 第 6 回学生生活実態・満足度調査報告書（平成 24 年度）
- 資料 6-8 日本赤十字北海道看護大学キャンパス・ハラスメントに関する規程
- 資料 6-9 リーフレット（キャンパス・ハラスメント）
- 資料 6-10 2012 年度学生生活実態・満足度調査に対する対応について
- 資料 6-11 ホームページ（国家試験の合格状況）（既出(4-3-11)）
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/faculty/shikaku.html>

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

①学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

本学の教育研究環境の整備については、予算編成時に経営会議より示される予算編成方針に基づき、研究科長、学部長、各委員会、各領域、事務局等各部署が予算請求を行い、整備を実施している。現時点では、大学として教育研究環境の整備に関する方針はとくに明示していない。

②校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

本学は、大学設置基準上必要な校地、校舎の面積を有し、充実した看護教育ができる設備を整えて、平成 11(1999)年に開学した。現時点では、校地・校舎・施設には大幅な補修等の必要はないが、開学時から整備されている設備機器については、補修や更新の必要性が生じている。このことを踏まえ、平成 24(2012)年度から固定資産等整備の中期計画(5年)を作成し、これに基づき校舎・施設・設備の補修、整備等を実施している。(資料 7-2)

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか

①校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 (大学基礎データ 表 5)

本学は、平成 11(1999)年に世界遺産の知床半島が位置するオホーツク圏の北見市に、赤十字の 2 番目の看護大学として設置された。JR 北見駅から東に 3km 程の高台に位置し、オホーツクブルーの空のもと東に知床、西に大雪の山並みを望む恵まれた自然環境の中にある。

本学の敷地面積は 59,788 m²であり、大学設置基準に照らしても十分な面積が確保されている。校舎(16,994 m²)は、管理・研究棟、実習棟、講義・演習棟、体育館、図書館で構成されて、各棟はスカイウェイ(渡り廊下)で結ばれている。大学構内には、2 路線の市内バスが講義の開始および終了時間に合わせて乗り入れており、多くの学生が利用している。

管理・研究棟は、事務室、大学院研究室、会議室、教員研究室(42 室)等が設けられ、実習棟には基礎・成人看護実習室、母性・小児看護実習室、及び地域・老人看護実習室があり、実習人形、医療器具・機器等が整備され、視聴覚機器として大型液晶モニター、PC 等も設置し充実した内容となっている。

講義棟にはプロジェクター、PC 等の視聴覚機器が設置されている収容人数が 120 名の講義室が 4 室、60 名の講義室が 2 室の計 6 室となっており、演習室は収容人数が 30 名の教室が 2 室、収容人数 18～24 名の教室が 9 室となっている。さらに 60 名収容の情報処理教室、CALL 教室(旧 LL 教室)、実験室があり、平成 25 年度の情報システムの更新で情報処理教室、CALL 教室には各 60 台の情報端末が更新・整備され学部生が、情報処理演習室(旧 CALL 教室)には 18 台の情報端末が更新され大学院生が、講義使用時以外は自由に利用できる環境となっている。

講義・実習棟の中央には 460 名収容の講堂があり、講義、講演、学内の各種行事に利用しているが、地域等の利用希望に応じ、講義室等も含め大学施設の開放も行っている。

他に学生が利用する学生自治会室、部室、ロッカー室が講義棟にあり、135 人収容の食堂、売店も設置され、食堂前の学生ホール、中庭は学生の憩いの場として、校舎の北側に配置された 200m トラックとして使えるグラウンド、テニスコート 3 面は学生の余暇活動に利用されている。

本学の情報システムは、平成 11(1999)年度の開学時から基幹ネットワーク部分に光ファイバーを組み込むなど当時としては高速な学内 LAN 環境を構築してきた。平成 18(2006)年度、平成 25(2013)年度とシステムの更新を重ね、ネットワーク環境の強化、CALL 教室の設置、講義室の情報・視聴覚設備の更新、そして学内無線 LAN が全学で使用できる環境を構築した。また、図書館システムも蔵書の検索、科学技術振興機構への検索、及び最新の医療情報、研究データの入手等が可能となる整備を実施した。

これらにより学生、教職員が学外・学内のあらゆる場所から接続できる環境が整い、情報機器を効果的に利用した教育・研究が可能となっている。

このことに加え、平成 25(2013)年度のシステム更新では、ポータルサイトおよびクリッカーを使用した双方向対話型教育支援システム整備し、現在、情報システム運営委員会を中心に学生への情報提供のシステム化、双方向対話型授業の導入マニュアル等について検討を行っている。

また、現在、日本赤十字学園本部および本学を含めた赤十字 6 大学への遠隔授業システムの導入を計画しており、平成 25 年度内の整備を目指している。

さらに、教育環境整備事業として冷房設備の増設を平成 17(2005)年度から実施し、大講義室、中講義室、演習室、実習室、大学院専用教室、共同研究室及び食堂等の主に学生が使用する施設への整備は終了し、教育環境の改善を図った。

②校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

校地・校舎・施設・設備の維持・管理については、経理課(経理係、施設管理係)が主に所掌している。法に基づく委託業務等を始め他業務も含め、委託契約により支障なく処理している。

また、安全・衛生についても害虫駆除および飲料水・空気環境測定等の検査を法に基づいて毎月実施しており校舎内(講義室・廊下・トイレ等)の日常清掃も日々行う等、教育環境の衛生面にも十分配慮している。防火設備等は、集中制御盤でコンピューターによる一元管理となっており、充実した安全システムが確立されている。この制御盤についても毎年度保守点検を実施し、万全な整備状況となっている。また、同様に昇降機についても毎月保守点検を実施し、安全面に配慮している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

①図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 (資料 7-1、資料 7-5)

本学の図書館は「本学は、建学の精神である赤十字の理念に基づく教育理念と教育目的、教育目標の達成を目指すため、図書館機能の充実を図り、学生および教職員の教育研究活

動を支援するとともに、地域の看護・医療従事者および学外者にも開放し、利用者サービスの向上に努める。」と定めた基本方針に基づき運営している。

図書の選書にあたっては、毎年教員、学生の選定により購入している。選書方法については、従前は基礎看護学、成人看護学といった領域毎の選定方法を採用していたが、領域によって教員数が大きく異なることや領域内で調整するため年度末に選書が集中するなどの問題点があったため、平成 25 (2013) 年度は図書委員会で蔵書選定方式の見直しを図り、教員個人に予算を配分することとした。これにより、選書範囲が広がった。また、選書時期を前期・後期と分けたことにより、早い時期から選書が進んだ。

現在、蔵書数は視聴覚も含めて 37,000 冊ほど、年間受入数は 1,500 冊程であり、図書館費と研究費における蔵書購入予算はほぼ同額である。

データベースはメディカルオンライン、シナールなど 6 件の契約となっている。近年、視聴覚図書としての DVD の要望も多く、さらにビデオテープ媒体の経年劣化による更新とも相俟って、計画的な視聴覚図書の更新・購入が課題となっている。また、ネットワーク経由の電子媒体による今後の図書館運営のあり方や、洋雑誌の価格高騰への対応などが課題となっており、図書委員会ではこれらの購読に関わって、平成 25 (2013) 年度アンケート調査を実施しているところである。

本学の図書および学術雑誌等の整備状況は表 7-1 のとおりである。

表 7-1 図書および学術雑誌等の整備状況

区 分		平成 11 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
図書(和書)	冊	13,473	26,329	28,436	29,704	31,033
図書(洋書)	冊	3,001	4,595	4,703	4,798	4,869
視聴覚資料	点	416	719	755	822	869
学術雑誌(和書)	種	45	81	82	82	78
学術雑誌(洋書)	種	25	35	37	37	36
合 計		16,960	31,759	34,013	35,443	36,885
増 加 数			14,799	2,254	1,430	1,442

本館では以下のデータベース・電子ジャーナルが利用でき、主に教職員および大学院生に有効活用されている。

- ・「メディカルオンライン」
医療関係者のための総合ウェブサイト
- ・「医学中央雑誌 Web」
国内発行の医学・歯学・薬学・看護学及び関連分野の論文情報を検索できるデータベース
- ・「J Dream III」
国内外の科学技術や医学・薬学関係の文献情報を検索できるデータベース
- ・「CINAHL with full text」
看護学、保健医療、生体臨床医学等の英文データベース
- ・「MEDLINE with full text」
医学全般、薬学、看護学、歯科学等の英文データベース

・「Science Direct College Edition」

エルゼビアが発行する生命科学分野の英文ジャーナル

「医学中央雑誌 Web」以外は教員研究室の端末からの検索も可能としている。

②図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境（資料 7-1、資料 7-3、資料 7-4、資料 7-5）

本館は、平成 11(1999)年 4 月、開学と同時に開館し、校舎正面玄関エントランスホールに入口が配置され、館内の一部が広い吹き抜けの天井となっており、ゆったりと開放的な空間を演出している。また、天井まで届く大きな窓を設け採光にも配慮し、利用しやすい環境となっている。

図書館の総床面積は 1,405 m²で、11 席の休憩室を 1 室、調査研究室を 4 室、グループ研究等に活用できる 19 席の共同学習室 1 室を含め、閲覧席数は 208 席を設け、学生および教職員数に対し十分な余裕を持ち、各種の主体的な学修活動の支援を行っている。

また、1 階には事務室、事務カウンター、情報機器コーナー(蔵書検索・データベース検索用パソコン 7 台)、視聴覚機器コーナー(DVD・ビデオモニター 4 台)、およびコピー機(2 台)等を配するとともに、一般図書・洋書書架、学術雑誌・新聞コーナーを設けている。

なお、2 階には教員用コピー機(1 台)および看護学・医学の専門書書架を設けている。

また、平成 18(2006)年度から利用者へのサービス向上と業務の効率化を図るために自動貸出返却装置を導入し、開館時間の延長および土・日・祝日の無人開館を実施している。

図書館で所蔵する資料の多くは、閲覧書架に配架されている。その中心を占めるのは館外貸出利用の対象となっている図書資料である。一般図書のほかに新聞コーナー、学術雑誌コーナー、参考図書コーナー、赤十字コーナーなどを設けており、利用者は自由に閲覧することができる。

学術雑誌のバックナンバーは合冊製本後も閉架書庫内に配架し、利用者は自由に閲覧することができる。

視聴覚資料は、視聴覚機器コーナーに併設してある書架に配架されており、これも自由に視聴することができる。

また、本学は赤十字の大学であり、オホーツク圏唯一の医療系大学であるため、大学の資産である看護・医学等の専門的な図書をはじめ、赤十字に関する図書その他の蔵書等について、地域社会に開かれた大学として、地域の看護関係者や住民の閲覧に提供している。

本学図書館の利用状況は表 7-2 のとおりである。

表7-2 入館者数

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開 館 日 (A)	234 日	235 日	237 日	236 日
入館者数 (B)	46,616 人	38,569 人	33,675 人	28,247 人
うち学外入館者数	389 人	336 人	289 人	378 人
1 日平均 (B/A)	199.2 人	164.1 人	142.1 人	119.7 人

書籍離れの影響から入館者数は年々減少の傾向にあるが、相対的に情報処理教室の利用者は増加しており、インターネットを通じた情報検索が進んでいる。

図書館には司書 2 名および臨時職員 2 名を配置し、時差出勤体制をとりスムーズな運営に努めている。また、各種研修の機会を活用して、職員の職務遂行能力の向上を図っている。

開館時間は、平日は午前 8 時 30 分から午後 8 時 40 分、長期休業期間は午前 8 時 30 分から午後 5 時に加え、休日の無人開館(学内者のみ)は午前 8 時から午後 5 時までとなっている。

③国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

平成 18(2006)年度より ILL 文献複写等料金相殺サービスに加入し、参加館との相互協力により図書の貸借、文献複写の受付・依頼を行っている。

相互協力利用状況は表 7-3 のとおりである。

表7-3 相互協力利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
図書貸借受付件数	1	1	3	0
図書貸借依頼件数	3	5	0	0
文献複写受付件数	136	102	96	101
文献複写依頼件数	827	931	548	610

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

施設および設備については、前述(1-(2))のとおり校地、施設ともに十分な広さを確保しており、実習棟には基礎・成人看護実習室、母性・小児看護実習室、地域・老人看護実習室が配置され、実習人形、医療機器、視聴覚機器等が整備されている。

講義棟には、講義室および演習室が配置され、講義室には視聴覚機器が整備されている。

また、基礎科目等で使用する情報処理教室、CALL 教室、情報処理演習室、実験室、体育館、テニスコート、グラウンドなども整備されている。

平成 25(2013)年度には、最新の情報システムに更新されており、情報処理教室(60 台)、CALL 教室(60 台)、情報処理演習室(18 台)の情報端末は講義使用時以外は学生が自由に使用できるようになっている。

②ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 (資料 7-6)

実習・演習等の教育支援として平成 16(2004)年にティーチングアシスタント規程を制定し、それに基づき大学院生をティーチングアシスタントとして採用している。

しかし、本研究科は社会人の学生が多くティーチングアシスタントとして採用するのが難しいため、現在は実習・演習等の補助を行う技術スタッフを採用して教育支援を行っている。

③教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

教員の研究費は教授には 70 万円、准教授には 55 万円、講師・助教には 50 万円、助手には 30 万円が配分されている。また、大学院研究費として指導教員に大学院生 1 人当たり 15 万円を基本として配分されている。

また、学内の研究補助制度として、「学長特別研究費」、「国際(海外)学会等参加助成費」があり、日本赤十字学園では、「日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」「日本赤十字学園赤十字と看護・介護に関する研究助成」などが整備され、研究の支援を行っている。

講師以上の教員は個室(30 m²)の研究室を、助教・助手は研究室を複数人(2～3人)で使用している。研究室には冷房および暖房設備と給湯設備等が整備されている。

教員の委員会への負担を軽減するため、定期的に委員会の統廃合、構成員・審議内容等の見直しを行っており、また、長期休業期間や休日でも研究室を利用して研究に専念できるように、全教員に玄関のセキュリティーカードを配布している。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な処置をとっているか

①研究倫理に関する学内規程の整備状況

研究倫理に関する学内規程としては、「日本赤十字北海道看護大学研究倫理委員会規程」(資料 7-7)、「日本赤十字北海道看護大学研究倫理委員会運営要領」(資料 7-8)、「研究倫理のためのチェックリスト」(資料 7-9)、「日本赤十字北海道看護大学動物実験に関する規程」(資料 7-10) が整備されている。

また、利益相反に関する事項は研究倫理委員会に対応するように規程を改定した。

②研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

本学では、人を対象とする研究を行う場合は、研究倫理委員会の審査を受けることが義務づけられている。審査件数は、平成 20(2008)年は 27 件、平成 21(2009)年は 30 件、平成 22(2010)年度は 37 件、平成 23(2011)年度は 36 件、平成 24(2012)年度は 18 件となっている。この中には教員及び大学院生の他に、近年は学外で成果を公表する学部生の看護研究演習(卒業研究)が含まれている。

申請時には、研究計画が倫理的に配慮されているか研究倫理のためのチェックリストを作成し、申請書に添付することとなっている。

2. 点検・評価

●基準 7 の充足状況

本学は、恵まれた自然環境の中、十分な広さの校地・校舎に赤十字の基本理念に基づく本学の教育理念・目的を実現するために必要な施設、設備機器、教育研究機器等を整備し開学した。開学後も適切な施設・安全・衛生管理と設備機器・教育研究機器等の更新・整備等を行い、その教育研究環境は維持・改善が図られている。

大学の施設は休日にも学生に開放し、学習及び余暇活動の支援を行うとともに、地域にも開放して開かれた大学となっている。

本学の図書館は、看護を含む医学系の書籍が全体の約 53%と専門書は充実しており、

北海道東部に唯一存在する医療系大学の図書館として、その存在価値は大きく、本学の学生のみならず地域住民の利用を促進するために、利用環境の改善を図っている。また、6件のデータベース・電子ジャーナルが利用でき、教職員および大学院生を中心に有効活用されている。

大学院生は社会人の割合が多く TA の採用は難しいため、技術スタッフを採用し、教育支援を行っている。

教員には十分な教育研究費と研究室を整備し、厳正な研究倫理審査等で教育研究支援を行っていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学は、恵まれた自然環境の中、十分な広さの敷地に管理・研究棟、実習棟、講義・演習棟、体育館、図書館が配置されており、施設自体は適切な施設管理により開学 15 年が経過した現在まで、大きな修繕を必要としてみななかった。また、教育環境整備事業として冷房設備の増設を平成 17(2005)年度から実施し、大講義室、中講義室、演習室、実習室、大学院専用教室、共同研究室及び食堂等の主に学生が使用する施設への整備は終了し、教育環境の改善を図ってきた。

学生には、休日も図書館、情報処理教室、体育館、グラウンドなどの学内の施設を開放し、充実した学習及び余暇活動が行えるように施設を提供している。また、地域住民や団体にも開放し、各種研修会、学会などに利用され、地域に開かれた大学となっている。(資料 7-11)

平成 25(2013)年度には、最新の情報システムに更新し、学部生は 120 台、大学院生は 18 台の情報端末が整備され、授業使用時以外は自由に利用できる環境となっている。

教員の研究費は 70 万円、准教授には 55 万円、講師・助教には 50 万円、助手には 30 万円が配分され、地理的に不利な環境にある本学の研究活動に支障がないよう配慮している。また、学内の研究補助制度も整備されており、研究を行う環境も整備されている。

研究倫理審査は、原則として月に 1 回開催されているが、緊急を要する場合は臨時に開催している。学外の委員も含め 8 人の審査委員で、厳正に行われている。

②改善すべき事項

施設自体は大きな修繕もなく、開学後 15 年が経過しているが、設置されている設備機器については、経年劣化により修繕、更新が余儀なくされている。また、教育研究機器についても修繕、更新に加え、高度化・専門家していく医療に対応した教育研究機器も計画的、効率的な整備が必要となっている。

本学の図書館は、蔵書数こそ 37,000 冊程と決して十分とはいえないが、看護を含む医学系の書籍が全体の約 53%と専門書は充実しており、北海道東部に唯一存在する医療系大学の図書館として、その存在価値は大きい。また、看護師等医療関係者のみならず一般の方にも開放しており、館内で自由に閲覧できるようになっている。しかしながら近年、入館者が減少しており、この資源の有効利用を図るためにも、利用者の拡大を図るための検討が必要となっている。

教員研究費、研究室及び学内の研究補助制度等の充実を図るなど、研究環境の改善に努めているが、小規模大学のため、複数の委員を務めている教員の各種委員会活動に係る負担は大きい。これを改善し、さらに研究に専念できる環境を提供しなくてはならない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

情報処理室等の開放、休日の大学施設の開放など学生への学習及び余暇活動の支援は継続していく。しかし、教室、図書館、体育館等の大学の施設を利用する際の照明、冷房、暖房等に係るエネルギーは、莫大なものである。学生に省エネルギーの大切さを周知・徹底し、学生への支援の質を維持しながら、効率の良い大学施設の利用を図っていく。

情報システムの更新に合わせポータルサイトの導入を行い、その運用について現在情報システム委員会で検討を行っている。学生がいつでも必要な情報を収集できるような環境を構築して、学生サービスの向上を図っていく。

厳正な研究倫理審査は、継続して実施していく。

②改善すべき事項

現在、施設及び設備機器の修繕、更新、整備については、固定資産等整備の中期計画を作成し、それに基づき実施されている。また、教育研究機器については、決められた予算の範囲で使用頻度を含め優先度の高いものから、修繕、更新、整備が行われているが、施設及び設備機器及び教育研究機器等の修繕、更新、整備に係る大学全体としての中・長期の整備計画は作成されていない。施設の改修から機器の整備まで中・長期の整備計画を策定し、これに基づき計画的、効率的な修繕、更新等を実施していく。

利用者の拡大について図書委員会を中心に検討を行い、現在は館内に休憩室を設置し、学生に図書館の利用を呼びかけている。今後も適切な選書を行っていくとともに、図書館の利用者の拡大に向けて検討し、改善を図っていく。

各種委員会は業務の多様化等により、開催時間が長時間化している。委員会組織の見直しを今後も継続していくとともに、審議資料の事前配付、終了時間の設定等、効率の良い委員会運営を検討し、促進していく。

4. 根拠資料

資料 7-1 ライブラリーガイド (既出(2-1))

資料 7-2 固定資産等整備計画

資料 7-3 日本赤十字北海道看護大学図書館規程

資料 7-4 日本赤十字北海道看護大学図書館利用規程

資料 7-5 ホームページ (図書館)

<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/library/riyou.html>

資料 7-6 日本赤十字北海道看護大学ティーチングアシスタント規程

資料 7-7 日本赤十字北海道看護大学研究倫理委員会規程

資料 7-8 日本赤十字北海道看護大学研究倫理委員会運営要領

- 資料 7-9 日本赤十字北海道看護大学研究倫理のためのチェックリスト
- 資料 7-10 日本赤十字北海道看護大学動物実験に関する規程
- 資料 7-11 大学施設等使用状況（学外）

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

①産・学・官等との連携の方針の明示

②地域社会・国際社会への協力量針の明示

教育基本法および学校教育法には、以下のとおり大学の社会貢献について明記されている。

(教育基本法)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(学校教育法)

第83条

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

また、学校法人日本赤十字学園看護大学規程には社会貢献事業について、以下のとおり明示されている。(資料8-1)

第2条 大学においては、寄附行為第3条に定める学園の目的を達成するため、看護及び介護福祉に関する教育並びに研究の事業とあわせ、それらと関連する次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 日本赤十字社と連携した赤十字事業

(2) 地域等と連携した社会貢献事業

2 前項に掲げる事業のほか、専門看護師及び認定看護師の養成教育事業、寄附行為に定める収益事業、他の学校法人が設置する学校との連携事業、企業等との共同事業並びに地方公共団体等からの受託事業等を行うことができる。

これらの法令・規程および本学の理念に基づき、本学では日本赤十字北海道看護大学看護開発センターが設置されており、その設置規程には「看護学の教育・研究に関する開発を行い、実践を通して地域へ貢献することを目的とする」とその基本方針が明記されている。(資料8-2、資料8-3)

具体的な活動方針は、同設置規程に「看護研修(継続教育、調査・研究、地域貢献)」、「認定看護師教育」と定められており、現在は委員会の統廃合により廃止となった国際看護プロジェクト委員会の「国際交流」に関する事業も実施している。

さらに、本学は網走開発建設部、北海道、北見市およびオホーツク圏の市町村、地元企業、他大学、国際協力事業団(JICA)等と連携協力体制をとることにより、地域社会および国際社会へ貢献し、広域的な教育・研究の向上を図ることを目指している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

①教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

1) 継続教育

a. 保健師キャリアアップ研修会

保健師として就職した本学の卒業生および地域の保健師を対象に、本学または札幌市で年に 5 回程度実施している。卒業生の各期(新任期、中堅期)の到達目標と各卒業生の課題を明確にして業務の改善を図ることを目的としている。

b. 助産師キャリアアップ研修会

本学を卒業した助産師および地域の助産師を対象にした「新生児蘇生法(NCPR)B コース講習会」を年に 1 度、本学で開催している。

c. 新人看護師研修

平成 24(2012)年 4 月に、「卒後教育シリーズ 新人看護師の技術のスキルアップ(静脈注射とその管理)」と題して、新卒看護師を対象に技術研修会を本学で実施した。本学近郊の医療施設に就職した卒業生 32 名が参加した。

2) 地域貢献

a. 講演会・公開講座(資料 8-4、資料 8-5)

看護開発センターが企画・立案し、学内の教員または外部から講師を招いて、本学の学生、教職員および一般市民を対象に年に 3 回程度開催している。

開催は、公的機関でのポスター掲示、前回の参加者への開催案内の送付、およびホームページ等で周知している。

また、内容は本学の特徴を生かしたものを選び、終了後はアンケート調査を行って次回以降の内容に反映させている。

b. 健康相談(資料 8-6)

北見市商工会議所と連携して、北見市の中心街(まちななか SHOW10)において月に 2 ~ 4 回、本学の教員が相談員となり、健康相談を実施した。

会場の都合により、平成 25(2013)年 9 月からは電話による健康相談として毎週木曜日(13:00 ~ 15:00)に相談を受け付けている。

c. 出前講義(資料 8-7)

生涯学習の機会を提供し、本学教員の研究成果等を地域に還元していくことで、地域社会との連携をより深めるために地域貢献の一環として、学外からの依頼に応じ、本学教員が北海道内の各地域に出向いて講義を行う「出前講義」を平成 22(2010)年度から実施している。

小・中学校、高等学校等の教育機関を中心に各種団体から依頼があり、実施実績は平成 22(2010)年 7 件、平成 23(2011)年 17 件、平成 24(2012)年 32 件と毎年増加している。(表 8-1)

表 8-1 出前講義実施状況

実施場所	実施年度	年度別実施件数		
		H22年度	H23年度	H24年度
オホーツク管内	北見市内	5	12	17
	北見市外	1	4	12
オホーツク管外の市町村		1	1	3
合計		7	17	32

d. 講師派遣

出前講義とは別に、医療機関、地方自治体、教育機関、行政機関、職能団体等から年間 100 件程度の研修会等の講師依頼があり、本学の教員を派遣している。

3) 国内災害救護（資料 8-8）

赤十字の事業の一つに国内災害救護があり、毎年のように起こる災害の支援として本学の教員もこころのケア活動等を継続して実施している。

特に未曾有の大災害となった東日本大震災の支援については、本学独自の支援、赤十字北海道支部の要員としての支援、赤十字 6 大学合同の要員としての支援等、いろいろな形で本学の教職員の派遣を行った。

学生たちも募金活動を行い、4 日間で 370 万円の寄付を集めた。また、平成 23 年(2011)年 8 月の夏休み期間中には被災地に赴いて、子供たちへ学習支援を行うボランティア活動を実施した。この活動は被災地の子供や保護者から好評のため、それ以後の夏休みに加えて、冬休みや春休みの長期休業期間にも行い、現在も継続している。さらに、平成 24 (2012)年に日本赤十字社が被災地の子供たちを対象に実施したサマーキャンプではサポート要員として、本学の学生 62 名がボランティア活動を行った。サマーキャンプは平成 25 年度も実施され、本学の学生が継続して参加している。なお、学生のボランティア活動には、教員が同行している。

②学外組織との連携協力による教育研究の推進

1) 北見工業大学、旭川医科大学との包括連携

平成 21(2009)年 7 月、国立大学法人北見工業大学および同旭川医科大学と相互の連携および協力に関する包括連携協定を締結した。

この協定は、3 大学が行う教育・研究活動全般における交流および連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会および国際社会発展に資することを目的としており、具体的には、a. 学生の教育・研究および学生が行う諸活動に対する支援、b. 学術研究の推進に関する事、c. 地域連携活動に関する事等について連携を図るために締結された。3 大学でカリキュラムの設定や研究テーマ等について検討を重ね、現在は講師として北見工業大学に本学の教員 2 名を派遣している。

2) オホーツク地域活力支援包括連携

平成 25(2013)年 3 月、国立大学法人北見工業大学、東京農業大学生物産業学部、および国土交通省北海道開発局網走開発建設部と包括協定を締結した。

この協定は、相互が長年にわたり培ってきた信頼関係と連携協力の実績を基盤に、地域の抱える各種課題への助言やオホーツク地域の「安全・安心なくらし」、「歴史・文化」、「自然・環境」、「経済の活性化」、「技術開発」の各分野について、より緊密かつ組織的な連携協力体制をとることにより、地域社会への貢献及び広域的発展を支援することに加え、広範囲な教育・研究面の向上を目的としている。

連携協力の内容は以下の通りとなっている。

- a. それぞれが進める事業の円滑な推進に関する事
- b. 地域から寄せられた相談などへの助言に関する事
- c. 人材の育成、資質向上及び人的ネットワーク形成に関する事
- d. 各種施策に関する情報交換及び連絡調整に関する事
- e. その他それぞれが協議して必要と認める連携協力に関する事

3) 北見市教育委員会との連携

北見市および教育委員会とは、既に北見市が企画する各種委員会への本学教員の派遣および医師の派遣等を行っており、本学からも教員・学生の研究調査依頼、臨地実習依頼等において、その都度で調整を行い実施してきたが、さらに円滑に事業を進めていくために平成 25(2013)年 12 月、連携協定を締結した。

この協定は、高等教育と初等中等教育の連携協力により、人的・知的交流を通して教育上の諸課題に適切に対応し、さらに、多角的に地域に根ざした学びを進め、本学および北見市の教育の充実・発展を図ることを目的としている。

連携協力の内容は以下の通りとなっている。

- a. 健康および性教育の充実・支援に関する事
- b. 防災・安全教育の充実・支援に関する事
- c. 看護教育の充実・支援に関する事
- d. 子育てに関する事
- e. 教員の研修・能力開発に関する事
- f. 研究成果の還元・普及に関する事
- g. 初等中等教育および高等教育の理解促進に関する事
- f. その他教育全般において必要な事業に関する事

4) 単位互換制度

北見工業大学および東京農業大学生物産業学部と単位互換の協定を締結している。

しかしながら、本学のカリキュラムは資格取得のための必修科目が多く、他大学の科目を履修する余裕がないのが、実情である。

5) 公的機関の委員 (資料 8-9)

本学教員は、北海道、北見市および公的団体等、多くの公的機関の委員を努めており、保健福祉計画等の立案・実施に係わっている。

③地域交流・国際交流事業への積極的参加

1) 海外研修

平成 24(2012)年度には開学以来初めて本学で学生の海外研修を企画し、実施した。

学生 6 名、教員 1 名が参加したアメリカでの看護研修で、高齢者施設でのボランティア活動、急性期・小児病院の見学、講義の聴講、赤十字ロサンゼルス支部の見学、語学レッスン等を体験した。この研修は学生にとって看護の視野を広げ、看護師としてのあり方について考える良い機会となった。平成 25(2013)年度も同様の内容で実施し、学生 7 名、教員 1 名が参加した。

2) 国際交流

従前より北見国際技術協力推進会議等と連携し、JICAの研修生受入事業を実施しているが、平成 24(2012)年にはモンゴル国へ教員を派遣し事前調査を行い、事業の立案から関わり、教員の派遣、研修生の受け入れといった事業を実施している。

その概要は、モンゴル国の生活習慣病の予防管理や健康指導などの地域保健活動の実践を担う保健師に相当する業務内容への理解とその人材育成、さらに生活習慣病に関する知識の習得とその知識を住民へ提供して、疾病予防行動の重要性についての住民の意識向上を図るという内容で、平成 24(2012)年に北見国際技術協力推進会議の構成団体として草の根技術協力「ウランバートル市ゲル地区住民に対する地域保健活動のための看護職人材育成事業」を策定し、JICAに提案し、採択されたものである。

この事業は、平成 25(2013)年から 3 年間実施するもので、平成 25(2013)年は 9 月に本学の教員をモンゴル国に派遣し、住民の健康状態や健康づくりへの意識をはじめ、医師と看護師の家庭訪問での業務内容を把握した。また、11 月にはモンゴルから医師 1 名および看護師 2 名の研修生を受け入れ、本学において 10 名の教員が生活習慣病の予防に関する内容を中心に 6 日間延べ 3 週間に亘って、講義を行った。

今後 2 年間、策定したプログラムに沿って事業を進め、疾病予防行動の重要性についてモンゴル国の住民の意識向上を図っていく。

また、平成 26(2014)年 1 月には北見市国際技術協力推進会議が実施する JICA 青年研修事業(地域保健医療実施管理コース)のモンゴルの研修生 13 名を 18 日間受け入れ、本学の教員が講義を担当した。

2. 点検・評価

●基準 8 の充足状況

出前講義、研修会などの講師派遣、公開講座、委員としての団体への講師派遣については、システム化され円滑に実施され、地域社会へ研究成果の還元を実施している。

また、途上国へ知識・技術の供与等を行うため、教員の派遣、研修生の受け入れを実施しているため、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

出前講義は、各教員のテーマをホームページに掲載し、周知を図ったことで依頼が増加している。さらに、年間 100 回程度、研修会等の講師として教員を派遣しており地域へ貢献している。(資料 8-7)

平成 25(2013)年度の公開講座等については、学外の講師による講演に加え、学内の教員 3 名が共通のテーマを設定し、それぞれの研究成果を地域住民に還元する形で実施した。国際交流については、学生の海外研修の実施、事業立案の段階から関わり海外への教員派遣および研修生の受け入れ等を実施できたことは評価できる。

赤十字の事業の一つである国内災害救護活動として、教員だけではなく学生も継続して被災地支援を行っている。また、卒業生の中には、現在、赤十字の国際医療派遣要員として海外で医療活動を行っている者もいる。

②改善すべき事項

現在、北見工業大学、旭川医科大学との包括連携、オホーツク地域活力支援包括連携協力、北見市教育委員会との連携協定と 3 つの連携協定を締結しているが、実効ある成果に結びつくよう具体的な事業展開が求められている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

出前講義、研修会等の講師派遣、公開講座は継続して実施していく。

学生の海外研修は今後も継続していきたいが、現状では研修が企画できる最小限の学生数しか確保できていないため、赤十字 6 大学のスケールメリットを活用していく方策も検討していく。海外への講師派遣、研修生の受け入れについては、本学独自で企画・実施していくのは難しいため、今後も北見市および J I C A 等と連携して実施していく。

ボランティア活動の支援、赤十字科目の適切な運用等で教育環境を整え、災害救援要員としてだけでなく、地域医療従事者として、専門看護職者として、教育・研究者として等、赤十字の基本理念に基づき様々な形で社会に貢献できる人材を輩出することが本学の使命の一つと認識している。

②改善すべき事項

オホーツク地域活力支援包括連携および北見市教育委員会との連携については、協定締結後間もないため、目に見える成果を得ることが課題である。

今後、それぞれが持つ資産をどのように生かして地域に貢献していくか検討を重ね、事業を推進していく。

4. 根拠資料

- 資料 8-1 学校法人日本赤十字学園看護大学規程
- 資料 8-2 看護開発センター設置規程
- 資料 8-3 ホームページ（看護開発センター）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/nursing_develop/about.html
- 資料 8-4 ホームページ（公開講座等）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/nursing_develop/kouza.html
- 資料 8-5 ホームページ（公開講座・講演会等の実施状況）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/nursing_develop/pdf/nursing_develop/meeting_list_hp.pdf
- 資料 8-6 ホームページ（健康相談）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/nursing_develop/health.html
- 資料 8-7 ホームページ（出前講義）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/nursing_develop/demaekougi.html
- 資料 8-8 ホームページ（本学の赤十字活動）
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/redcross_activity.html
- 資料 8-9 平成 24 年度公的機関委員一覧

第9章 管理運営・財務

9-1 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

①中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

本学の管理運営に関する方針は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」に以下のとおり定められている。

第1条 この規程は、学校法人日本赤十字学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）

第46条の規定に基づき、学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）が設置する看護大学及び短期大学（以下「大学」という。）の管理運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 大学においては、寄附行為第3条に定める学園の目的を達成するため、看護及び介護福祉に関する教育並びに研究の事業とあわせ、それらと関連する次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 日本赤十字社と連携した赤十字事業
- (2) 地域等と連携した社会貢献事業

2 前項に掲げる事業のほか、専門看護師及び認定看護師の養成教育事業、寄附行為に定める収益事業、他の学校法人が設置する学校との連携事業、企業等との共同事業並びに地方公共団体等からの受託事業等を行うことができる。

3 学長は、前項に掲げる事業を実施し、又は廃止しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

第3条 大学は、学校教育法等の関係法令及び寄附行為をはじめ学園の諸規程を遵守して、常に適正な管理及び運営を行い、かつ健全な経営を保つよう努めなければならない。

また、日本赤十字学園では5カ年の中期計画を立案し、これに基づき本学でも中期計画書を策定しており、その内容は、教授会および事務局の会議において示され、大学の構成員に周知が図られている。（資料 9-1-8、資料 9-1-9、資料 9-1-10）

②意思決定プロセスの明確化

本学の意思決定プロセスは以下のとおりである。

- a. 事務組織又は各種委員会からの発議。
- b. 教授会、研究科委員会での教育研究に関する事項の審議。
- c. 経営会議による経営・運営に関する重要事項の審議。
- d. 学長は、経営会議、教授会、研究科委員会での審議結果を尊重して、最終決定を行う。
- e. 学則変更及び予算の最終決定は学校法人日本赤十字学園理事会で行う。

本学の経営・運営に関する重要事項の意思決定機関は経営会議、教育研究に関する事項の意思決定機関は教授会、研究科委員会となるが、法令と寄附行為による学校法人日本赤十字学園理事会の決定内容が法人としての共通意思決定となる。

また、経営会議、教授会、研究科委員会の権限と審議内容については「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」及び各関係規程に明文化され、これに基づき適切に運営されている。(資料 9-1-11)

③教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

本学の設置主体は、学校法人日本赤十字学園である。

学校法人日本赤十字学園は、昭和 29 (1954) 年に創立され、赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的して、現在、6 つの 4 年制大学、6 つの大学院、1 つの短期大学を設置している。

日本赤十字学園の役員については、同学園の寄附行為に明示されており、その規程に基づき選出されている。(資料 9-1-6、資料 9-1-7)

現在の役員・評議員の内訳は、以下のとおりである

(役員)

a. 理事 12 人 (定数 10 ~ 13 人)

選出母体：ア. 学長のうちから理事会において選任された 3 人、及び法人本部事務局長

イ. 評議員のうちから理事会において選任された者 (2 ~ 3 人)

ウ. 理事会において指定する日本赤十字社の役職にある者 (2 ~ 3 人)

エ. 学識経験者のうち理事会において選任した者 (2 ~ 3 人)

常務理事：4 人 (定数 若干名) 理事総数の過半数の議決により選任

b. 監事 2 人 (定数 2 人)

理事、評議員又は職員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任

(評議員)

a. 評議員 26 人 (定数 21 ~ 27 人)

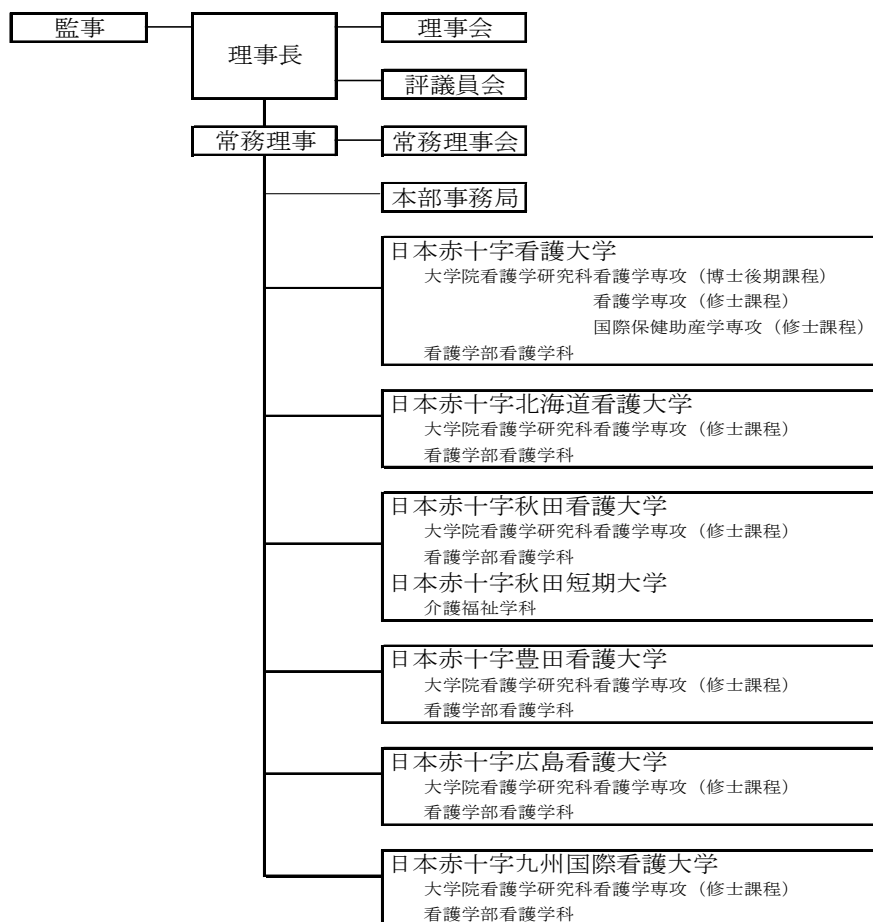
選出母体：ア. 法人の職員のうちから評議員会において選任した者 5 ~ 6 人、及び法人本部事務局長

イ. 法人の設置する学校及び日本赤十字社の看護師養成施設を卒業した者で年齢 25 歳以上のものうちから、理事会において選任した者 (5 ~ 7 人)

ウ. 理事会において指定する日本赤十字社の役職にある者 (5 ~ 6 人)

エ. 学識経験者及び法人に功労のある者のうちから、理事会において選任した者 (5 ~ 7 人)

表9-1 学校法人日本赤十字学園組織図



（ 評議員会 ）

理事長の諮問機関として寄付行為第 21 条により評議員会が設置されている。

評議員会は、理事長の諮問に応じて、予算、借入金、事業計画、寄付行為の変更等の重要な問題について意見を述べるとともに、法人の業務、財産の状況、役員の執行の状況について意見を述べ、役員から報告を聞くことができる。

（ 常務理事会 ）

学園の業務を適正、円滑に遂行するため寄付行為第 20 条により常務理事会が設置されている。

常務理事会は、原則毎月 1 回開催し、理事会から委任されている 5 千万円未満の予算の補正、5 千万円未満の財産の取得、処分等の業務を決定するほか、事業計画および事業報告の策定、予算・決算および財政の運営に関する重要事項等を協議している。

寄付行為第 17 条に基づき、学園に理事をもって組織する理事会を置く。

（ 理事会 ）

理事会は、日本赤十字学園の最高議決機関で学校法人の業務を決している。

しかし、大学の根幹である教育に関する運営の全ては大学の自治に委ねられており、その内容は、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」（資料 9-1-10）、「学園法人日本赤十字学園決裁規程」（資料 9-1-12）、「日本赤十字北海道看護大学学則」（資料 9-1-13）、「日

本赤十字北海道看護大学院学則」(資料 9-1-14)、「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」(資料 9-1-11)に詳細に定められている。

④教授会の権限と責任の明確化

本学には、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」第 13 条(資料 9-1-10)、「日本赤十字北海道看護大学学則」第 48 条(資料 9-1-13)、および「日本赤十字北海道看護大学院学則」第 38 条(資料 9-1-14)に基づき、教授会および研究科委員会が置かれている。

教授会および研究科委員会は、「日本赤十字北海道看護大学教授会規程」(資料 9-1-15)および「日本赤十字北海道看護大学研究科委員会規程」(資料 9-1-16)に基づき運営し、学長、教授および准教授をもって構成されている。それぞれ毎月第 3 木曜日に定期的に開催するほか、必要に応じて臨時の教授会、研究科委員会を開催している。

教授会および研究科委員会の権限と審議事項は、「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」(資料 9-1-11)に明記され、以下のとおりとなっている。

本学に置く教授会及び本学の研究科に置く研究科委員会は、次の事項について審議し、学部内又は研究科内の意見を取りまとめる。

- a. 開設する授業科目の編成、単位及び履修に関すること。
- b. 学生の募集に関すること。
- c. 学生の入学、再入学、編入学、退学、転学、留学、休学及び復学等に関すること。
- d. 学生の学修の評価、卒業・修了認定及び学位の授与に関すること。
- e. 学生の進路指導に関すること。
- f. 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生等に関すること。
- g. 学生の除籍及び賞罰に関すること。
- h. 学生の諸活動、保健及び生活の指導に関すること。
- i. 教育職にかかる採用予定者及び任用等候補者の選考に関すること。
- j. 図書館及び看護開発センターの運営に関すること。
- k. 本学が定める諸規程の規定により、教授会又は研究科委員会での審議を定めているもの。
- l. 学則の改正(本学の経営に関することを除く。)に関すること。
- m. 前各号に定めるもののほか、学部又は研究科における教育研究に関する事項で、学長が諮問する事項

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

①関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

本学の管理運営に関する学内諸規程については、教育基本法および学校教育法等の関係法規に基づき学内諸規程を整備し、適切に運用されている。

経営会議、教授会および研究科委員会の設置、審議事項、運営等については、「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」(資料 9-1-11)および「日本赤十字北海道看護大学経営会議規程」(資料 9-1-17)、「日本赤十字北海道看護大学教授会規程」(資料 9-1-15)、「日本赤十字北海道看護大学研究科委員会規程」(資料 9-1-16)に定められ、委員会について

は、各委員会規程に基づき運営されている。

また、本学の管理運営に関する規程の制定、改廃、組織分掌規程は理事長に、他の規程は経営会議に諮ることとされている。

これらの規程については学内ホームページに掲載され、教職員は自由に閲覧することができる。

②学長、学部長・研究科長等および理事(学務担当)等の権限と責任の明確化

学長の職務については、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」(資料 9-1-10)に、大学(大学院を含む)の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督するとあり、さらに「学校法人日本赤十字学園決裁規程」(資料 9-1-12)には、大学及び短期大学の事務処理は、すべて学長までの決裁を受けなければならないと示されている。

また、学部長・研究科長についても同様に同規程において、その職務と決裁の代行について明確に示されている。

③学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選考については、「学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学長候補者選考規程」(資料 9-1-1)に基づき行われる。同規程の第 3 条に理事長が学長候補者選考委員会を設置すること、第 4 条、第 8 条に選考委員会は 7 名(理事長、理事会から選出した理事(学園職員である理事を除く)3 名、経営会議の議を経て選出した所属の正規教職員 3 名)で構成され、学長候補者 1 名を選出することが明記されている。選出された学長候補者は、第 9 条に基づき理事長が候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用している。

また、学部長・研究科長の選考については、「日本赤十字北海道看護大学看護学部長候補者選考規程」(資料 9-1-2)、「日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科長候補者選考規程」(資料 9-1-3)に基づいて行われる。同規程の第 4 条に本学専任教授、研究科担当の専任教授の中から正教授会、研究科教授会において選挙により選考することが明記されており、第 5 条には選挙の方法が示され、正教授会、研究科教授会の構成員全員による単記無記名投票で、有効投票の過半数を得た者が選出される。選挙の実施に関しては、選挙実施細則(資料 9-1-4)も定められており、これらの規程に基づいて適切に選考が行われている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

①事務組織の構成と人員配置の適切性

本学の事務組織は、平成 21 (2009) 年度に学生のニーズ及び業務の変化に対応するため、教務課および学生課を機能面から役割分担を明確にして、学務支援課、学生支援課に組織変更を行った。さらに、研究の推進を図り、看護開発センターの業務の補助を行い社会貢献の推進を図るために研究地域連携課を設置し、職員を配置した。

現在の事務組織は、学部・大学院を一括した事務局とし、事務局長、事務局次長を置き、総務課 5 名(内嘱託職員 2 名)、経理課 4 名、学務支援課 4 名(内嘱託職員 1 名)、学生支援課 3 名、研究地域連携課 1 名、図書館 4 名(内臨時職員 2 名)の計 23 名を配置している。

各課の事務分掌は、「日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程」に定められている。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

本学では、平成 21（2009）年度に総務課、経理課、教務課、学生課、図書館の 5 課体制から現在の 6 課体制へ事務組織の変更を行った。同時に事務分掌の見直し、業務量に応じた職員数の配置等を行い、事務機能の改善を図り、業務内容の多様化に対応してきた。

業務内容の多様化に合わせ、随時、体制の見直しを行ってきたが、組織変更後 5 年が経過した現在、さらに効率的な事務処理を行うための検証を行い、改善を図っていく。

本学のような小規模な事務組織では、ややもすると縦割りとなってしまう業務をいかに横断的な業務に改善できるかが、効率的な事務処理を行うための課題となる。

③職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用は、「日本赤十字北海道看護大学職員就業規則」（資料 9-1-5）に基づき実施している。

原則として公募による募集を行い、第一次試験として書類選考、第二次試験として面接試験を行い、採用内定者を決定している。

職員の昇格等に関する規程は制定されておらず、事務局長が職員の業務遂行能力および将来の事務組織体制を勘案して学長に推薦し、経営会議に提案の上決定している。

（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

①人事考課に基づく適正な業務評価し処遇改善

教職員の士気の高揚および組織の活性化を図ることを目的に、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱（資料 9-1-18）が平成 20（2008）年に作成され実施したが、手順の複雑さと、その評価結果を処遇改善に結びつけるシステムが構築されていないことから、毎年実施するには至っていない。

なお、事務局長の全職員との個別面談は定期的を実施しており、職員から業務改善に関する意見聴取、事務局長からの指導、助言を行うとともに、処遇改善にも反映させている。

②スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

事務職員の研修については、平成 18（2006）年から日本私立大学協会北海道支部が主催する職階別の研修会に、平成 20（2008）年から日本赤十字学園が主催する教職員を対象とした赤十字FD・SD研修会に事務職員が継続して参加している。

また、平成 25（2013）年 6 月には、教員FD推進委員会が企画し、外部講師によるSD講演会を実施した。これを機に平成 25（2013）年 9 月よりFD・SD推進委員会へと組織を改変して、現在は新たな委員会でSD活動の企画立案を行っている。

平成 24（2012）年度に実施した学生生活実態・満足度調査において学生からよせられた事務局への要望・意見を真摯に受け止めて、平成 25（2013）年度には事務職員全体会議（研修会）で改善策の検討を行い、学生サービスの向上を図った。今後もテーマを定め、定期的に関し事務処理の改善を図っていく。

2. 点検・評価

●基準 9-1 の充足状況

本学の管理運営は、関係法令に基づき適切・公平に行われている。

学長、学部長、研究科長等の権限と責任は規程に明記されており、その任免方法および選考についても定められた規程に基づき適切に実施されている。

本学の事務組織については、定期的に検証を行い、事務組織・事務分掌を見直し、業務量に応じた職員数の配置等を行い、事務機能の改善を図り、業務内容の多様化に対応してきた。

また、SD活動も従来から実施している学外の研修会への職員派遣に加え、外部講師によるSD講演会の実施、FD・SD推進委員会の設置など事務職員の意欲、資質の向上を図っていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

事務職員の研修については、日本私立大学協会北海道支部が主催する職階別の研修会に、日本赤十字学園が主催する教職員を対象とした赤十字FD・SD研修会に事務職員を派遣している。(資料 9-1-19)

この研修に加え、平成 25 (2013) 年度には外部講師によるSD講演会を実施し、事務職員の意欲、資質の向上を図っている。この講演会の開催を機に設置されたFD・SD推進委員会においてSD活動の企画立案を行っている。

②改善すべき事項

教職員の士気の高揚および組織の活性化を図ることを目的に、職員勤務評価実施要綱が作成されたが、勤務評価を毎年実施するには至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学外の研修会については、今後も継続して職員を派遣していく。

新たに設置されたFD・SD推進委員会には事務職員も委員として参加している。事務職員と教員の連携による教育研究活動の支援も事務職員にとって重要な業務であることから、教職員が合同で行うFD・SD研修会も企画立案して実施していく。

事務職員全体会議(研修会)も継続して開催し、職位にかかわらず意見交換を行うことで意思の疎通を図り、業務の改善を図っていく。

②改善すべき事項

現在、日本赤十字学園において職員勤務評価の評価表およびその手順の簡素化を検討しているが、当面は、この実施要綱に基づき評価を実施していく。

評価結果は、事務職員の適切な配置または職位を決定する際の資料として活用し、職員の意欲、資質の向上を図っていく。

4. 根拠資料

- 資料 9-1-1 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
- 資料 9-1-2 日本赤十字北海道看護大学看護学部長候補者選考規程
- 資料 9-1-3 日本赤十字北海道看護大学大学院看護学研究科長候補者選考規程
- 資料 9-1-4 日本赤十字北海道看護大学看護学部長候補者等選挙実施細則
- 資料 9-1-5 日本赤十字北海道看護大学職員就業規則
- 資料 9-1-6 学校法人日本赤十字学園理事・監事、評議員名簿
- 資料 9-1-7 学園法人日本赤十字学園寄附行為
- 資料 9-1-8 日本赤十字学園中期計画
- 資料 9-1-9 赤十字看護大学運営中期計画書（日本赤十字北海道看護大学）
- 資料 9-1-10 学校法人日本赤十字学園看護大学規程（既出(8-1)）
- 資料 9-1-11 日本赤十字北海道看護大学組織分掌規程（既出(3-7)）
- 資料 9-1-12 学校法人日本赤十字学園決裁規程
- 資料 9-1-13 日本赤十字北海道看護大学大学学則（既出(1-1)）
- 資料 9-1-14 日本赤十字北海道看護大学大学院学則（既出(1-2)）
- 資料 9-1-15 日本赤十字北海道看護大学教授会規程（既出(3-3)）
- 資料 9-1-16 日本赤十字北海道看護大学大学院研究科委員会規程（既出(3-5)）
- 資料 9-1-17 日本赤十字北海道看護大学経営会議規程（既出(3-2)）
- 資料 9-1-18 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 資料 9-1-19 S D研修会等 参加者状況

9-2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

①中・長期的な財政計画の立案（資料 9-2-8、資料 9-2-9）

本学の所属する日本赤十字学園では、平成 21（2009）年度から 25（2013）年度までの 5 年間の中期計画を立案し、本学においても同趣旨に添った中期計画を立案している。

この中期計画は総合的なもので、財政の関連では、a. 職員に対する経営成績・財務状況の定期的開示、b. 職員に対する経営シュミレーションによる将来像の提示がある。

また、財政と関連の深い a. 入学定員等の学生定員の検討、b. 専門看護師・認定看護師等の多彩な教育課程の整備、大学院の設置、c. 外部研究資金確保にインセンティブの働く学内体制の充実強化、d. 物品等の共同購入の実施、資金運用の集中化などがあり、e. 財政面を含めた日本赤十字社との連携のあり方の検討という項目も設定している。

②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受入状況

科学研究費の過去 5 年間の申請件数と採択率等は、表 9-2-1 のとおりである。

表9-2-1 科学研究費の申請件数・採択率等

年度 項目	2008	2009	2010	2011	2012
新規申請件数	18	13	9	6	7
新規採択件数	2	3	2	1	1
新規採択率	11%	23%	22%	17%	14%
継続件数	2	2	5	4	5
補助金額（千円）	4,790	6,670	10,780	14,300	13,520

③消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

本学の消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率は、大学基礎データ表 7 および表 8 のとおりである。

本学は、小規模な単科の大学で、収入の 80 %は学生生徒等納付金で占め、補助金が 10 %である。支出は、人件費比率が理想（50 %）より高く 59 %、また、減価償却費比率は 22 %で金額にすると約 2 億円である。このようなことから消費支出比率が 5 年連続として 100 %を超えている。

ただし、借入金等利息比率は 0 %、自己資金構成比率は 95 %と高く、総負債比率は、5 %と低い。退職給与引当預金率は 100 %となっている。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

①予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

本学の予算編成は、10 月に予算編成方針を経営会議で定め、それを基に各委員会・各領域・各課等から 11 月までに各予算案を経理課まで提出させる。その後、経理課で申請

あった予算を取り纏め、学長・事務局長とのヒアリングを行い、12月に開催される経営会議で予算案を決定し、教授会に報告する。

大学内で了承された、予算案を本学が所属する日本赤十字学園へ提出し、3月に開催される日本赤十字学園理事会で審議され、決定する。

予算の執行は、原則各予算部門の課で執行管理し、大学全体の予算については、経理課が管理を行い、日本赤十字学園経理規程等に基づき適正に実施している。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門の課において管理され、次年度以降の予算編成に活用している。

監査は、監査法人（公認会計士）による外部監査を期中監査として10月、決算監査として4月にそれぞれ実施している。また、定例監査以外でも会計処理等に関して疑問が生じた場合は、その都度確認、指示を仰ぐなど適正に会計処理に努めている。（資料9-2-2）

さらに、内部監査として本学が属する学校法人日本赤十字学園が数年おきに業務全般にわたり適正業務を行っているか監査を実施している。

②予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

各予算部門の課で所管する委員会等で予算執行に伴う効果等を検証し、次年度の事業及び予算に反映させている。

2. 点検・評価

●基準9-2の充足状況

本学では、財政面だけでなく総合的な中期計画を立案し、これに基づき予算編成を行い、適正に執行している。

また、学生生徒等納付金が開学から長期にわたり安定しており、さらに平成11（1999）年1月に取得した建物附属設備の減価償却（約8,000万円）が平成25（2013）年度に終了することに伴い消費支出超過も改善され、安定的な財政運営に転換することから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

財政面だけでなく、総合的な中期計画を立案し実施していることは評価できる。

開学から一度も定員割れがなく、学生生徒等納付金が安定し、借入金がなく、自己資金構成比率は95%と高く、総負債比率も5%と低いことは評価できる。

②改善すべき事項

科学研究費等の外部資金への申請件数が少ない。大学にとって財源となることから、教員への支援体制を検討し、申請件数の増加を図る。

消費支出比率が5年連続して100%を超えているので、その要因を分析し、改善を図っていく。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

第一次の中期計画が、平成 25 (2013) 年度に終了することから、新たに平成 26 (2014) 年度から始める第二次中期計画を立案する。

引き続き定員を満たし、安定的な学生生徒等納付金を確保する。

②改善すべき事項

科学研究費の申請が何年もない教員に対して、個人研究費の縮減などにより、申請意欲を励起するよう検討していくとともに、教員申請に係る説明会、研修会等を開催するなど教員への支援体制も整え、申請件数の増加を図る。

消費支出比率が 100%を超える要因が、人件費比率と減価償却費比率であることから、教職員の計画的な採用、および若手教員の育成等を実施して教職員の若返りを図る一方、平成 11 (1999) 年 1 月に取得した建物附属設備の減価償却(約 8,000 万円)が平成 25 (2013) 年度に終了することに伴い全体としての消費支出超過は改善に向かう見込みである。

4. 根拠資料

- 資料 9-2-1 財務計算書類 (平成 20 年度～平成 25 年度)
- 資料 9-2-2 監査報告書 (平成 20 年度～平成 25 年度)
- 資料 9-2-3 事業報告書
- 資料 9-2-4 財産目録
- 資料 9-2-5 5 ヶ年連続資金収支計算書 (大学部門/学校法人)
- 資料 9-2-6 5 ヶ年連続消費収支計算書 (大学部門/学校法人)
- 資料 9-2-7 5 ヶ年連続貸借対照表
- 資料 9-2-8 日本赤十字学園中期計画 (既出(9-1-8))
- 資料 9-2-9 赤十字看護大学運営中期計画書(日本赤十字北海道看護大学) (既出(9-1-9))
- 資料 9-2-10 学校法人日本赤十字学園経理規程
- 資料 9-2-11 学校法人日本赤十字学園経理規程施行細則

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

①自己点検・評価の実施と結果の公表

本学の自己点検・評価の取り組みは、平成12(2000)年1月に自己点検・評価委員会準備会を発足させ、授業評価表と臨地実習評価表を作成し、各教員に自発的評価を促した。平成13(2001)年6月に、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が組織され活動方針、点検項目等を審議した。その後、看護学部の開学から完成年度までの4年間の教育、研究、組織運営および施設整備等について自己点検評価を行い、平成16(2004)年に「日本赤十字北海道看護大学自己点検・評価報告書ー現状と課題ー」を発行した。また、平成15(2003)年度から平成17(2005)年度までの期間を大学基準協会の示す点検、評価項目に基づき自己点検・評価を実施し、平成20(2008)年3月11日付で大学基準協会から「大学基準に適合し、正会員への加盟・登録を承認する」と認定を受けた。(資料10-3)

平成20(2008)年5月には、この自己点検・評価の結果および大学基準協会の評価結果を、「日本赤十字北海道看護大学自己点検・評価報告書ー大学基準協会による大学評価結果ならびに認証評価結果ー」を発行し、日本看護系大学協議会の加盟校、北海道内の各大学および各関係機関に配布した。さらに、平成24(2012)年度には、新たに示された点検・評価項目に基づき平成23(2011)年度の活動の点検・評価を行い、「平成23年度年報(自己点検・評価報告書)」(資料10-4)を作成し、ホームページに掲載した。

学生を対象にした「学生生活実態・満足度調査」は平成19(2007)年度から毎年実施しているが、4年に1度は大規模な調査を行い、報告書(資料10-5)を作成している。また、この調査における学生の意見・要望について関係部署を中心に検討を行い、その対応を学内ホームページで学生に周知している。(資料10-6)

学生による授業評価は、平成15(2003)年度から試行し、平成17(2005)年度からは全科目を対象に実施しており、評価項目・実施方法等についても評価・改善を重ね、現在も継続して実施している。評価結果は担当教員にフィードバックして授業の改善を図っているが、平成21(2009)年度実施分より「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3分野毎に集計し、学内ホームページで学生に周知した。また、平成22年度実施分からは、学生の授業評価に対する担当教員の評価と今後の改善方法を記載した「学生へのメッセージ」を学内ホームページに掲載し、学生に周知した。平成25(2013)年度からは、授業期間の途中で授業前半の評価を行い授業後半の改善に生かすために、質問は5項目と簡素化して方法も授業期間の中間と最後の2回実施する方法に改めて実施しており、評価結果は各科目毎に学内ホームページに掲載し、学生に周知している。(資料10-7)

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

本学は、社会に対する説明責任を果たすために、組織運営と諸活動の状況の情報公開に努めている。

日本赤十字学園では、傘下全ての大学の情報を取り纏め、学生数、中期計画、事業計画、

事業報告、財務情報などをホームページで公開している。(資料 10-8)

本学のホームページにおいても、「教育研究上の目的に関すること」、「教育研究上の基本組織に関すること」、「教員組織、教員の数並びに学位および業績に関すること」、「入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学者数、卒業(修了)者数並びに進学者数および就職者数、その他進学および就職等に関すること」等に加え、カリキュラムおよびシラバス、公開講座・出前講義などの社会貢献活動、財務情報等様々な情報を公開している。(資料 10-9)

また、平成 23 (2011) 年度の活動の点検・評価を行い作成した、「平成 23 年度年報(自己点検・評価報告書)」についてもホームページで公開している。(資料 10-4)

情報公開請求については、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」および「学校法人日本赤十字学園における情報公開の実施に係る事務取扱要領」に基づき事務局が窓口となって対応している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

①内部質保証の方針と手続きの明確化

平成 25 (2013) 年 6 月に制定した内部質保証に関する規程には、「自ら掲げる目的の達成および理念の実現のため、継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることを通じて、教育研究の水準を保証し向上させ、本学に対する社会の信頼を一層確実なものとするを目的とする。」という方針が示され、その手続きについても明示されている。(資料 10-1、資料 10-2)

②内部質保証を掌る組織の整備

内部質保証に関する規程に基づき、既に設置している自己点検評価委員会に加え、内部質保証委員会を設置した。(資料 10-1)

自己点検・評価の組織については、同規程に以下のとおり明示されている。

(自己点検・評価の組織)

第 2 条 自己点検・評価を継続的かつ総合的に実施するため、経営会議のもとに、自己点検・評価に関する総括委員会「内部質保証委員会」を置く。

2 自己点検・評価に関する定期的な実務を担当する組織として、自己点検・評価に関する実務者委員会「自己点検評価委員会」を置く。

3 自己点検・評価に関する日常的な実務については、大学院看護学研究科、看護学部看護学科、看護開発センター、各種委員会等、および事務組織の各部署が担当する。

③自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

内部質保証に関する規程に基づき、以下のようなシステムを構築している。(資料 10-1)

内部質保証委員会から示された課題に対する方針に基づき、大学院看護学研究科、看護学部看護学科、看護開発センター、各種委員会等、および事務組織の各部署が実務の中で改善を図り、その結果を点検・評価する。

自己点検評価委員会は、自己点検・評価の結果を取り纏め、これを内部質保証委員会に報告する。

内部質保証委員会は、自己点検評価委員会から提出された事項に基づく定期的な点検・評価結果について審議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善について常に検討し、必要な事項を実施していく。

同規程の第4条には以下のとおり明示されている。

第4条 内部質保証委員会は、第2条第3項に定める日常的な実務を担当する各組織から、同条第2項に定める自己点検評価委員会に提出された事項に基づく定期的な点検・評価結果について審議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善について常に検討し、必要な事項を実施する。

④ 構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底

本学では、教職員のコンプライアンス意識の徹底を図るために、以下のような関係諸規程を制定している。

研究者および研究支援者のすべてが遵守すべき行動規範を定めた「日本赤十字北海道看護大学における研究者等の行動規範」(資料 10-12)、研究活動における不正の防止および調査等の対応を含む公的研究費の管理を定めた「日本赤十字北海道看護大学公的研究費管理規定」(資料 10-13)、受託研究、共同研究の取り扱いを定めた「日本赤十字北海道看護大学受託研究取扱規程」(資料 10-14)、「日本赤十字北海道看護大学共同研究取扱規程」(資料 10-15)等を制定し、学内ホームページに掲載し、周知を図っている。

また、「日本赤十字北海道看護大学キャンパス・ハラスメントに関する規程」(資料 10-16)および関係各規程を制定するとともに、パンフレット(資料 10-17)を学生、教職員に配布して人的侵害的行為の防止を周知し、ハラスメント発生時には公平・適正な対応を行っている。

さらに「日本赤十字学園職員倫理規程」(資料 10-18)、「日本赤十字学園が保有する個人情報保護規程」(資料 10-19)、「日本赤十字学園における公益通報の処理等に関する規程」(資料 10-20)などが制定され、構成員に対してコンプライアンス意識の徹底が図られるように整備されている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

組織レベルの自己点検・評価活動については、各種委員会から提出された点検・評価を自己点検評価委員会で検証し、検証結果を次年度の委員会活動に反映し、改善を図ってきた。また、経営会議においても大学全体の課題・懸案事項の達成度を評価・点検を行い、改善策を検討し、方針を策定している。

平成 25 (2013) 年度には内部質保証に関する規程を制定し、内部質保証システムを構築した。このシステムを適切に運用し、P(計画) D(実行) C(評価) A(改善)サイクルを実施して改善を図っていく。

学生の授業評価は、平成 25 (2013) 年度から同じ学生が授業実施期間の中間と最後に

評価を行っており、中間の評価結果を検証して後半の授業改善を図ることができたか、教員個人が点検・評価を実施できるシステムとなった。(資料 10-7)

②教育研究活動のデータ・ベース化の推進

教員の教育研究活動は、日本赤十字北海道看護大学紀要(資料 10-21)に著書、原著、学会発表、その他学会、社会活動等の項目で掲載され、公表している。また、ホームページには各教員の主な業績を掲載しているが、教育研究活動のデータベースを構築し、公表するには至っていない。

③学外者の意見の反映

学外有識者 20 名以内および教職員若干名で構成される運営懇話会(資料 10-22)は、年に 1 回開催され、大学の運営状況や地域・社会貢献活動等について、学外者に点検・評価を受ける機会となっている。

また、研究倫理委員会には外部有識者を委員として委嘱し、学外者の意見を反映させている。

④文部科学省および認証評価機関からの指摘事項への対応

平成 19(2007)年度の大学基準協会の加盟判定審査の際に、10 項目について助言を受けた。具体的には、①学士課程教育のカリキュラム改革において、有効な導入教育の採用の検討、②看護学研究科の専門看護職者養成の早期実現、③学部の授業評価の学生公表への仕組みづくり、④大学院のFDについての組織的な取り組みへの対応、⑤学位授与基準の明示の改善、⑥専門教員のレフリー付きの原著論文の数や国際学会での発表が少ないことへの環境整備の必要、⑦担当授業時間数の時間配分にアンバランスがあり、担当時間数の多い場合の改善、⑧実習等での助手の人数が少なく、適切な人員確保への改善、⑨事務職員の研修体制の充実強化、⑩学園パンフレットの資金収支計算書概要の情報公開である。

これらについては、平成 23(2011)年 7 月に「改善報告書」(資料 10-23)を大学基準協会に提出し、審査を受け、平成 24(2012)年 3 月 9 日付で大学基準協会から「これらの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる」との概評を頂いた。

ただし、取り組みの成果が十分に表れていないと指摘のあった①大学院におけるファカルティ・ディベロップメント(FD)活動のより積極的・実践的な取り組み、②教員の担当授業時間数の時間配分の偏りの解消、③実習指導における教員の負担軽減の 3 項目については、現在も引き続き、改善を図っている。

2. 点検・評価

●基準 10 の充足状況

本学は、ホームページ等において、教育理念・目標をはじめ、学則、組織、教員の学位・業績、受け入れ方針、入試情報、学生数、カリキュラムおよびシラバス、公開講座・出前講義等社会貢献活動、財務情報など様々な情報を公開し、組織運営と諸活動の状況の情

報公開に努めている。日本赤十字学園においても、傘下全ての大学の情報を取り纏め、学生数、中期計画、事業計画、事業報告、財務情報などをホームページ等で公開している。

また、内部質保証に関する方針と手続きを明確にするために、「内部質保証に関する規程」を制定し、大学自らの質を保証する組織を整備していることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

本学は、平成 24 (2012) 年度にホームページ全体を見直しを行い、平成 25 (2013) 年度当初より目的とする情報へのアクセスが容易となるように改善を図った。また、公開する情報も教育理念・目標、学則、組織、教員の学位・業績、受け入れ方針、入試情報、学生数、カリキュラム、財務情報など既に掲載していた情報に加え、シラバス、大学案内パンフレット等も掲載し充実が図られている。

また、内部質保証に関する方針と手続きを明確にするために、内部質保証に関する規程を制定し、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムを構築した。(資料 10-1)

②改善すべき事項

教員の教育研究活動については紀要等には掲載されているが、データベースは構築されていない。

大学基準協会からの助言のあった各項目について改善を図ってきたが、改善報告書の審査において、取り組みの成果が十分に表れていないと指摘のあった事項については、再度、現状を評価・点検し、改善を図っていく。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

ホームページは、現在、重要な情報伝達手段となっている。今後も適宜、公開している情報の見直しを行い、大学の組織運営と諸活動の状況の情報公開に努めていく。

これまで本学の自己点検・評価は各委員会が主体となって実施し、改善を図ってきた。また、大学全体の課題・懸案事項については、経営会議において評価・点検を行い、改善策を検討し、方針を策定してきた。

内部質保証に関する規程を制定し、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムを構築したことにより、各委員会の自己点検・評価の結果を内部質保証委員会において審議し、大学全体としての課題等に関する方針の策定、実施の決定が行えるようになった。

今後は、この内部質保証システムを適切に運用して、自己点検・評価を改革・改善に繋げていく。

②改善すべき事項

教員の教育研究活動の情報は、大学にとっても重要な情報である。現在、機関リポジトリの導入が検討されているが、このことも念頭に置き、教育研究活動のデータベースの形式、方法等の検討を行いシステムを構築する。

大学基準協会から助言のあった大学院におけるFD活動については、FD・SD推進委員会で検討を重ねているが、実施に向けてスピード感のある対応を求めている。

また、看護系教員の担当授業時間において実習指導が多くを占めていることから、実習指導体制の見直し、TA・技術スタッフの採用、および業務量に応じた教員配置等を検討し、担当授業時間配分偏りの解消を図っていく。

4. 根拠資料

- 資料 10-1 日本赤十字北海道看護大学内部質保証に関する規程
- 資料 10-2 日本赤十字北海道看護大学自己点検評価委員会規程
- 資料 10-3 ホームページ（大学評価結果ならびに認証評価結果）
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/pdf/hyouka/juaa2015.pdf>
- 資料 10-4 ホームページ（平成 23 年度年報（自己点検・評価報告書））
http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/pdf/hyouka/annualreport_h-23.pdf
- 資料 10-5 第 6 回学生生活実態・満足度調査報告書（平成 24 年度）（既出(6-6)）
- 資料 10-6 2012 年年度学生生活実態・満足度調査に対する対応について（既出(6-10)）
- 資料 10-7 授業評価の資料（既出(3-15)）
- 資料 10-8 ホームページ（日本赤十字学園情報公開）
<http://www.jrc.ac.jp/>
- 資料 10-9 ホームページ（大学情報の公表）
<http://www.rchokkaido-cn.ac.jp/information/announcement.html>
- 資料 10-10 学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱
- 資料 10-11 学校法人日本赤十字学園における情報公開の実施に係る事務取扱要領
- 資料 10-12 日本赤十字北海道看護大学における研究者等の行動規範
- 資料 10-13 日本赤十字北海道看護大学公的研究費管理規程
- 資料 10-14 日本赤十字北海道看護大学受託研究取扱規程
- 資料 10-15 日本赤十字北海道看護大学共同研究取扱規程
- 資料 10-16 日本赤十字北海道看護大学キャンパス・ハラスメントに関する規程（既出(6-6)）
- 資料 10-17 リーフレット（キャンパス・ハラスメント）（既出(6-7)）
- 資料 10-18 学校法人日本赤十字学園職員倫理規程
- 資料 10-19 学校法人日本赤十字学園が保有する個人情報保護規程
- 資料 10-20 学校法人日本赤十字学園における公益通報の処理等に関する規程
- 資料 10-21 日本赤十字北海道看護大学紀要（既出(3-14)）
- 資料 10-22 日本赤十字北海道看護大学運営懇話会設置要綱（既出(2-3)）
- 資料 10-23 大学基準協会からの提言に対する改善報告書

終 章

本学は、平成 11(1999)年に北海道東部地域初の看護系大学として設置されたまだ歴史の浅い大学である。その後、現在に至るまでに大学院看護学研究科を開設するとともに保健師、助産師、看護師の指定規則改正に合わせて、幾度かのカリキュラムの改正を図ってきた。しかしながら、赤十字の基本理念である「人道」を基本とする看護職者の養成という教育理念には今日までいささかの変更もない。

以下、前回の認証評価から現在までの本学の自己変革の道のりと今後の課題を各章ごとに要約して示したい。

第1章 理念・目的

本学の教育理念は「建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護職者の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力の習得を目指す。また、看護学の発展に貢献するとともに、国内外で活躍できる人材を育成する」ことである。これらを支える環境として、赤十字・国際及び看護学の専門領域を設けるとともに看護開発センターを設置し本学の学生だけではなく地域の住民にも広く学びの場を提供している。

看護学部では本学の教育理念に基づき5項目の教育目的と到達目標を設けている。また研究科では専門看護職者の育成を目的として6項目の教育目的を設けている。これらの理念及び目的・目標は、学生便覧、大学案内パンフレット及び大学ホームページに明記し、教職員及び学生だけではなく、受験生を含む社会一般の方々にも広く周知を行っている。

カリキュラムの検証にあたっては、学部教務委員会および研究科教務委員会を常設するとともに、保健師助産師看護師養成所指定規則改正に合わせカリキュラム検討委員会を設置している。しかしながら、学部入学生の基礎学力の低下は明らかであり、一層の初年次教育の充実を図らなければならない。また、研究科においては既に教育体制の整っている慢性看護学・がん看護学・精神保健看護学の3領域の専門看護師コースの定着を図る課題がある。

第2章 教育研究組織

本学の教育研究組織は教育理念・教育目的に沿って、看護学部、看護学研究科、図書館、看護開発センターが設置されている。

平成 19(2007)年には学部・研究科を横断する形で看護開発センターを設置し、看護研修(継続教育、研究開発、地域貢献)、認定看護師教育に加え、JICAなど海外からの看護職者の研修受け入れ、および学生を対象とした海外研修などを実施している。また、平成 21(2009)年には札幌(道央)圏における本学の教育研究活動振興および情報発信拠点として活動を展開する目的で札幌サテライトを設置している。

学内の審議機関には経営会議、教授会及び研究科委員会、各種委員会があり、経営会議は教育・研究の基本方針を決定し、教授会及び研究科委員会で具体的な施策を審議している。教授会の下には13の委員会が、研究委員会の下には3つの委員会が設置されている。また、学外有識者によって構成される運営懇話会を年に1度開催し本学の教育研究組織

及び運営の適切性について検証を行っている。

今後の課題としては、看護開発センターにおける認定看護師教育(がん化学療法)の必要性の是非、札幌サテライトの有効利用、各種委員会の統廃合が挙げられる。

第3章 教員・教員組織

看護学部の教員数は教授 12 名、准教授 9 名、講師 8 名、助教 4 名、助手 6 名の計 39 名、看護学研究科の教員数(全員、看護学部兼務者)は研究指導教員 10 名、研究指導補助教員 13 名の計 23 名であり、いずれも大学設置基準および大学院設置基準で定められた教員数を上回り教育の質は確保できている。教員の採用は公募方式で行い、看護専門系教員選考委員会または基礎教養系教員選考委員会で選考し正教授会で審議・決定している。教員の昇任は、昇任人事判定委員会で判定し正教授会で審議・決定している。

大学の教育研究に係る最高意思決定機関は経営会議であり、経営会議の方針に基づき教授会、研究科委員会で審議が行われる。教授会、研究科委員会は准教授以上で構成され、その決定事項は各領域内に周知されている。さらに、教授会、研究科委員会の議事録は、全教職員に配信され大学全体で情報共有を行っている。

教員の研究活動の成果は、毎年発行する日本赤十字北海道看護大学紀要に研究活動として掲載し広く公開している。また、教育活動に関しては、学生による授業評価を中間と最終の 2 回実施し改善を促進するとともに学内専用ホームページで学生および教職員に公開している。その他、教員の資質向上のためのFD研修会も近年、数多く実施されており、助教・助手の指導力向上、授業評価の改善、および授業方法の改善に生かされている。

今後の課題としては、教員公募への応募者の増加および看護学研究科におけるFD活動の活性化が挙げられる。

第4章 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針は日本赤十字北海道看護大学学則に規定されており、学生便覧で周知するとともにパンフレット、ホームページ等で公開している。

看護学部を卒業するためには 124 単位以上の単位取得が必要であり、卒業時には学士(看護学)の学位と看護師・保健師国家試験受験資格が与えられる。看護学研究科の修了には 30 単位以上(助産学分野の助産形成コースにおいては 59 単位以上)の単位取得と修士論文(あるいは課題研究)が必要であり、修了時には修士(看護学)の学位が与えられる。また、助産形成コース修了者には助産師国家試験受験資格が与えられる。

看護学部のカリキュラムは、科目を基礎科目、専門基礎科目、専門科目に分類して、看護学を基礎から応用へと段階的に学べるように体系づけられている。看護学研究科においては、基盤看護学分野、臨床看護学分野、広域看護学分野、助産学分野の 4 つの専門性の高い分野ごとに専門科目を配置している。

教育成果の一つの目安としての看護師国家試験合格率は、ほぼ 100%を維持しており、一定の成果を上げている。

今後は、教育目標と合格基準の一層の周知を図るとともに、カリキュラムの妥当性の継続的検討、修士論文の評価基準の明確化が必要である。

第5章 学生の受け入れ

学生の受け入れ方針としてアドミッション・ポリシーを制定し、大学案内パンフレットおよび学生募集要項に掲載するとともにホームページで公開している。多くの学生が赤十字の理念のもとに設立された大学であることを入学後も意識し、卒業生の6・7割が赤十字病院に就職している。

看護学部(募集人員100名)の入試は、推薦入試(指定校推薦10名、公募推薦35名)、一般入試(前期40名、後期5名)、社会人入試(若干名)、大学入試センター利用入試(10名)の区分で実施している。平成25年度の入試倍率は、公募推薦1.8倍、一般入試前期2.7倍であった。在籍学生数は収容定員400名に対し1.08倍の432名である。

看護学研究科(募集人員16名)の入試は、推薦入試、一般入試(前期、後期)の区分で実施している。平成25年度の入学人数は17名、在席学生数は収容定員32名に対し0.78倍の25名である。また、学士を有しない者に対しても、資格審査によって大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者に対しては受験の機会を与えている。

看護学部においても看護学研究科においても、入試の公平性は厳しく社会的責任を問われることであり、大学業務の最重要課題として公平かつ厳密な客観的基準に基づき実施している。

今後の課題は、看護学部においては現在の入試倍率を維持・向上させること、看護学研究科においては収容人員の充足を図ることである。

第6章 学生支援

経済的支援に関しては、各種奨学金の充実を図っている。とりわけ日本赤十字社北海道支部奨学金(年60万円～120万円貸与。卒業後に北海道の赤十字病院で勤務することを条件に返還が免除される奨学金)は全学生の約6割が受給している。

学生生活に関しては、1学年につき教員4名の学年担任を配置し修学相談および生活相談にあたっている。また、毎年、定期健康診断を実施するとともに健康相談室、学生相談室(心の健康相談)を開設している。さらに、アカデミックハラスメントを防止するために委員会を設置して予防体制を整えている。また、毎年、学生生活実態・満足度調査を実施し、その結果を踏まえて学生の生活支援の改善を図っている。卒業後の進路支援においては合同就職説明会、就職支援講座等を開催している。

しかしながら、近年はメンタルな問題を抱える学生が増加してきているため、今後は相談体制のさらなる充実が必要である。また、学生生活実態・満足度調査を継続し学生生活の満足度を向上させる努力が必要である。

第7章 教育研究等環境

本学は、平成11(1999)年に開学した新しい大学であり、大学設置基準上必要な校地、校舎の面積を有し、現時点では、校地・校舎・施設には大幅な補修等の必要は生じていない。しかし一部の設備機器に関しては補修や更新の必要性が生じてきている。

図書館の蔵書数は年々増加し約37,000冊を数えるとともに、オンラインで国内外のデータベースおよび電子ジャーナルが利用できる体制を整えている。また、北海道東部地域唯一の看護系大学の図書館として、看護・医学等の専門的な図書をはじめ、赤十字に関する

る図書その他の蔵書等を看護関係者や地域住民に開放している。

大学のネットワーク環境に関しては、平成 25 年には大規模な情報システムの更新を図り、全教職員へ最新パソコンを配置し学内情報の配信、インターネット環境の向上を図った。また、情報処理教室に加え CALL 教室の整備拡充を図り、学生はいつでもパソコンを使った学習が可能な環境を実現している。

教員の研究環境としては、講師以上は冷房および暖房設備のある個室を有するとともに、私立看護系大学の中では比較的高額な研究費を配分し、研究活動を支援している。

今後の課題としては、図書館の学内外の利用者数の拡大を図ること、耐用年数を迎えた設備機器の補修や更新を図ることが必要である。

第 8 章 社会連携・社会貢献

本学は、赤十字の「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」という 7 原則に則り社会連携および社会貢献を常に意識している。平成 19(2007)年には、学内に看護開発センターを開設し、保健師キャリアアップ研修会や新人看護研修など卒業生を対象とした継続教育、公開講座などの地域貢献、市民健康相談、出前講座等の実施、国内災害救護活動、学生の海外研修、JICA を通じた研修生の受け入れや教員の派遣等の国際貢献を行っている。また、北見工業大学・東京農業大学との 3 大学間単位互換協定、北見工業大学・旭川医科大学との包括連携協定の締結の連携を図るなど他大学との交流を深めている。また平成 25 年には北見市教育委員会と連携協定を結んでいる。

看護開発センターの活動は着実に成果を上げているが、大学間協定および地域協定に基づく成果はこれからの課題となっている。

第 9 章 管理運営・財務

本学の管理運営体制は、経営・運営に関する重要事項の意思決定機関は経営会議、教育研究に関する事項の意思決定機関は教授会、研究科委員会となるが、法人としての共通意思決定は学校法人日本赤十字学園理事会が行っている。

学内の事務組織は、学部・大学院を一括した事務局とし、事務局長、事務局次長を置き、総務課、経理課、学務支援課、学生支援課、研究地域連携課、図書館の 6 課から成っている。事務職員は、継続的に赤十字FD・SD研修会に参加するとともに学内のFD・SD推進委員会に委員として参画し企画立案を行っている。

財務に関しては、本学の収入の 80 %は学生生徒等納付金であり、補助金が 10 %である。支出は人件費比率と減価償却費比率が高く、消費収支は 5 年連続の赤字である。ただし、借入金等利息比率は 0 %、自己資金構成比率は 95 %と高く、総負債比率は 5 %と低い。なお、開学時に取得した建物附属設備の減価償却が平成 25 年度に終了することに伴い、平成 26 年度は消費収支の赤字が改善される予定である。

今後の課題としては、効率的な事務組織の実現、外部研究資金の増加、人件費の抑制等が挙げられる。

第10章 内部質保証

本学では、開学の翌年の平成12年1月に自己点検・評価委員会準備会を発足させ、自己点検作業に着手し、平成15年度から平成17年度までの期間を自己点検・評価し、平成20年3月に大学基準協会の適合認定を受けるに至った。認定期間は平成27年3月31日までである。平成24年度には、新たに示された点検・評価項目に基づき平成23年度の活動の点検・評価を行い、「平成23年度年報(自己点検・評価報告書)」を作成した。

日本赤十字学園では、傘下全ての大学の情報を取り纏め、学生数、中期計画、事業計画、事業報告、財務情報などをホームページで公開している。本学のホームページにおいても、各種情報を公開している。

平成25年6月には既に設置している自己点検評価委員会に加え、内部質保証委員会を設置し、自己点検評価委員会に提出された事項に基づく定期的な点検・評価結果について審議し、課題等に関する方針の策定、実施、点検および改善について常に検討し、必要な事項を実施していく体制を整えた。しかしながら、その必要性は必ずしも全教職員には浸透していないのが現状である。今後は、一層の情報公開を図り問題の共有と問題解決に向けた自己改革の必要性を全教職員が自覚することが必要である。